

# 目 次

「Ctrl」キーを押しながら目次欄（下線部分）をクリックすると、  
該当ページまで移動します。

<u>出席議員</u> . . . . .	3
<u>第 1 会議録署名議員の指名</u> . . . . .	6
<u>第 2 会期の決定</u> . . . . .	6
<u>議長の諸般報告</u> . . . . .	6
<u>町長の行政報告</u> . . . . .	7
<u>第 3 報告第10号 水道事業会計継続費精算報告書について</u> . . . . .	10
<u>第 4 報告第11号 健全化判断比率等について</u> . . . . .	10
<u>第 5 報告第12号 放棄した債権の報告について</u> . . . . .	11
<u>第 6 議案第53号 平成28年度利府町一般会計補正予算</u> . . . . .	11
<u>第 7 議案第54号 平成28年度利府町国民健康保険特別会計補正予算</u> . . . . .	11
<u>第 8 議案第55号 平成28年度利府町介護保険特別会計補正予算</u> . . . . .	12
<u>第 9 議案第56号 平成28年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算</u> . . . . .	12
<u>第10 議案第57号 平成28年度利府町下水道特別会計補正予算</u> . . . . .	12
<u>第11 議案第58号 平成28年度利府町町営墓地特別会計補正予算</u> . . . . .	13
<u>第12 議案第59号 平成28年度利府町水道事業会計補正予算</u> . . . . .	13
<u>第13 議案第60号 工事請負変更契約の締結について</u> . . . . .	13
<u>第14 議案第61号 工事請負変更契約の締結について</u> . . . . .	13
<u>第15 議案第62号 仙台都市圏広域行政推進協議会規約の変更について</u> . . . . .	14
<u>第16 議案第63号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会 共同設置規約の変更について</u> . . . . .	14
<u>第17 議案第64号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会 共同設置規約の変更について</u> . . . . .	14

平成28年9月定例会会議録（9月6日火曜日分）

第18	議案第65号	宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約の変更について	14
第19	議案第66号	宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について	14
第20	議案第67号	宮城県市町村自治振興センター規約の変更について	14
第21	議案第68号	利府町固定資産評価審査委員会委員の選任について	14
第22	議案第69号	利府町教育委員会委員の任命について	14
第23	議案第70号	利府町教育委員会委員の任命について	14
第24	議案第71号	平成27年度利府町水道事業会計 未処分利益剰余金の処分について	14
第25	一般質問		
	鈴木忠美	議員	19
	1	河川整備計画は	
	2	町民バスの路線見直しについて	
	3	中学校部活の休養日について	
	鈴木晴子	議員	35
	1	ドクターヘリのランデブーポイント（離着陸場）について	
	2	マイナンバー「個人番号カード」の発行状況について	
	小淵洋一郎	議員	47
	1	熊本地震の教訓を活かせ	
	2	2020年東京オリンピック・サッカー会場としての本町の取り組みについて	
	安田知己	議員	61
	1	子どもの貧困対策について	
	2	学校の指導方法について	
	3	空き家対策について	

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。  
このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

出席議員（18名）

1番	鈴木晴子	君	2番	西澤文久	君
3番	後藤哲	君	4番	小淵洋一郎	君
5番	安田知己	君	6番	木村範雄	君
7番	土村秀俊	君	8番	吉岡伸二郎	君
9番	高久時男	君	10番	鈴木忠美	君
11番	吉田裕哉	君	12番	永野涉	君
13番	及川智善	君	14番	遠藤紀子	君
15番	渡辺幹雄	君	16番	郷右近隆夫	君
17番	羽川喜富	君	18番	櫻井正人	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	鈴木勝雄	君
副町長	伊藤三男	君
総務課長	折笠浩幸	君
政策課長	小幡純一	君
財務課長	高橋三喜夫	君
税務課長	高橋徳光	君
収納対策室長	櫻井浩明	君
町民課長	庄司幾子	君
生活安全課長	村田政文	君
保健福祉課長	菅井百合子	君
子ども支援課長	櫻井やえ子	君
都市整備課長	櫻井昭彦	君
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	伊藤智	君

平成28年9月定例会会議録（9月6日火曜日分）

上下水道課長	大友政一君
震災復興推進室長	阿部義弘君
会計管理者兼会計室長	阿部智子君
教 育 長	本明陽一君
教 育 次 長	松尾隆治君
教育総務課長	菅野 勇 君
生涯学習課長	石川洋志君
代表監査委員	宮城正義君
監査委員事務局長兼 選挙管理委員会事務局長	鈴木正敏君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	鈴木則昭君
主 幹	櫻井 涉 君
主任主査	利 玲 子 君

---

議 事 日 程 （第1日）

平成28年9月6日（火曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第10号 水道事業会計継続費精算報告書について
- 第 4 報告第11号 健全化判断比率等について
- 第 5 報告第12号 放棄した債権の報告について
- 第 6 議案第53号 平成28年度利府町一般会計補正予算
- 第 7 議案第54号 平成28年度利府町国民健康保険特別会計補正予算
- 第 8 議案第55号 平成28年度利府町介護保険特別会計補正予算
- 第 9 議案第56号 平成28年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第10 議案第57号 平成28年度利府町下水道特別会計補正予算
- 第11 議案第58号 平成28年度利府町町営墓地特別会計補正予算
- 第12 議案第59号 平成28年度利府町水道事業会計補正予算

- 第13 議案第60号 工事請負変更契約の締結について
- 第14 議案第61号 工事請負変更契約の締結について
- 第15 議案第62号 仙台都市圏広域行政推進協議会規約の変更について
- 第16 議案第63号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について
- 第17 議案第64号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について
- 第18 議案第65号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約の変更について
- 第19 議案第66号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第20 議案第67号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について
- 第21 議案第68号 利府町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第22 議案第69号 利府町教育委員会委員の任命について
- 第23 議案第70号 利府町教育委員会委員の任命について
- 第24 議案第71号 平成27年度利府町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第25 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（櫻井正人君） 皆様おはようございます。

ただいまから平成28年9月利府町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名です。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井正人君） **日程第1、会議録署名議員の指名**を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、7番土村秀俊君、8番吉岡伸二郎君を指名します。

---

日程第2 会期の決定

○議長（櫻井正人君） **日程第2、会期の決定**を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月16日までの11日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月16日までの11日間と決定しました。

なお、会期中の日程につきましては、あらかじめお配りしてあります審議予定表のとおりであります。

また、本議会はクールビズで行っております。暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

---

諸般の報告、一般行政報告

○議長（櫻井正人君） 会議に先立ち、議長の諸般報告及び町長の行政報告を行います。

それでは、私より**諸般報告**を申し上げます。

初めに、6月27日から29日まで、宮城黒川地方町村議会議長会議長視察研修が行われ、管内町村の議会活動に資することを目的に、北海道網走市及び斜里町を視察しております。

7月13日、二市三町議長団連絡協議会定期総会が多賀城市で開催され、平成27年度会計決算等について協議しております。

次に、常任委員会先進地視察研修ですが、7月20日から21日まで教育民生常任委員会が、7

## 平成28年9月定例会会議録（9月6日火曜日分）

月25日から26日まで産業建設常任委員会が、8月2日から3日まで総務財務常任委員会が所管事務調査を行っております。また、7月27日から29日まで宮城県町村議会議長会の議員講座が自治会館で開催され、各常任委員会ごとに議員17名が出席しております。

次に、8月17日から18日まで、宮城黒川地方町村議会議長会正副議長並びに事務局長合同研修会が行われ、管内町村の議会活性の方策を探り、まちづくりに資することを目的に青森県三戸町議会及び十和田市議会を視察しております。

次に、8月22日、宮城県町村議会議長会の町村議会議員研修会が大和町で開催され、議員15名が出席しております。

広報視察受け入れでございますが、7月19日静岡県焼津市議会、7月25日千葉県印西市議会、8月3日茨城県筑西市議会が来庁され、議会広報常任委員が対応しております。

以上は要点のみ申し上げましたが、その他の会議内容等につきましては別紙のとおりでございますので、ごらんいただきますようお願い申し上げます。

最後に、本定例会には、町長より報告が3件、認定が7件、議案が19件、提案されておりますので、慎重審議をお願いいたします。

以上で私の諸般報告を終わります。

続いて、町長の**行政報告**があります。行政報告の発言を許します。町長。

○町長（鈴木勝雄君） 皆さんおはようございます。

9月定例会の開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

先般、全員協議会でも申し上げましたが、近年地球規模での異常気象が叫ばれている中、ことし日本国内においても台風が立て続けに上陸いたしまして各地で被害が報告されております。

さきの台風7号、9号、11号では、関東から北海道を中心に河川の氾濫、あるいは家屋の被害をもたらし、また台風10号では全く予測のつかない経路をたどった上で、東北の太平洋側に上陸しました。御承知のとおり観測史上初の経路ということもあり、予測しにくい状況であったために事前の防災対策対応につきましては大変苦慮したところであります。上陸する前日には、町内小中学校の臨時休校を決定いたしまして、また当日の午前8時10分に避難準備情報を発令するなど対応に当たりました。幸い本町においては、大きな被害がなく安堵しましたが、台風シーズンはこれからが本番となります。町といたしましては、利府町地域防災計画を基本として計画的な防災対策の整備推進を図り、町民の皆様の安全・安心な暮らしをしっかりと支えてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては引き続き御理解・御協力を

賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、行政報告を申し上げます。

初めに、熊本地震の復旧支援に関してでございますが、宮城県町村会から熊本県御船町の家屋罹災判定業務に従事可能な職員の派遣要請を受けまして、7月18日から30日までの2週間にわたり、2人ずつ交代で職員を派遣しております。4人の職員は東日本大震災の対応で培ったノウハウを生かしながら、1,700件ほどあった2次調査の件数を100件程度まで減少させるなど、能力を十分に発揮し、業務に尽くしてくれました。被災された熊本県の皆様には、一日も早く穏やかな日常を取り戻せるように心から願うとともに、町といたしましても、この災害を教訓としながら今後の防災対策を役立ててまいります。

次に、復興事業に関してでございますが、現在、浜田地区において整備している避難路と避難場所が間もなく完成を迎えます。また、防潮堤工事にも本格的に着工し、漁港背後地の用地かさ上げや臨港道路の一部についても発注しております。須賀地区におきましては、避難路としての整備している町道須賀中倉線が順調に進捗しており、今後、地区内の排水対策や避難施設整備に加えまして、漁港背後地の用地のかさ上げ、あるいは臨港道路整備を行うとともに、引き続き地区住民の皆様の御理解をいただきながら復興への歩みを着実に進めてまいります。

続いて、地方創生に関してでございますが、国の加速化交付金事業として採択されました、コラボレーションプランナー創出事業についてであります。ワーキングスペース機能やカフェ機能を有する施設の整備に向け、これまで若者を中心としたワークショップを6回開催いたしまして、施設の名称や利用方法等を検討してまいりました。このワークショップでのアイデアを参考にしながら、現在、当該施設の建築工事及び設置条例の検討を進めております。今後、地域資源を生かしたビジネスの起業支援、あるいは町の新たな価値創造にチャレンジしてまいります。

次に、文化複合施設の整備につきましては、敷地の地質調査あるいは測量業務が完了いたしまして、現在はワーキンググループ会議からの意見を取り入れながら建築や外構の基本設計を進めております。9月に開催する会議においては、これまで話し合われた内容についても報告会を予定しております。一般の方にも公開することとしております。今後も町民の豊かなライフスタイルの実現を支援する生涯学習、文化・芸術活動、交流の拠点として整備を進めてまいります。

続いて、都市計画に関しましてでございますが、新中道土地区画整理事業につきましては、7月にハウスメーカーと組合による保留地処分に関する契約が締結されました。今後は、宅地

造成完了とともに、順次、分譲が開始されることとなります。また、新太子堂地区につきましても、地区内の一部では民間の開発事業が進められており、隣接する市街化区域と調和する適正な土地利用を誘導して、良好な市街地の形成を図ってまいります。また、民間の開発事業により流通業務地の土地利用が計画されている白石沢地区につきましては、市街化区域編入に関する説明会を開催いたしました。今後は、国などの関係機関と協議を図り、都市発展を担う新たな産業拠点を形成してまいりますように努めてまいります。

次に、町営墓地につきましては、町民の皆様の長年のニーズにお応えするために、一日も早い整備を目指してきましたが、間もなく工事が完了し、9月1日から使用者の募集を開始しております。9月末には公開による抽選会を開催いたしまして、使用者を決定してまいります。また、あわせて整備しております愛玩動物の納骨堂についても10月には利用いただけるように準備を進めてまいります。

続いて、消防関係でございますが、6月19日にしらかし台小学校を会場に、6.12総合防災訓練を実施いたしました。地区住民の方々を初め、しらかし台小学校の児童と保護者、教職員など、およそ960人が参加いたしまして、真剣な表情で訓練に取り組んでおりました。今回の訓練では、東日本大震災級の巨大地震が町で発生した想定で、避難誘導訓練や学校の体育館を利用した避難所体験、あるいは倒壊家屋救出訓練、炊き出し訓練等が行われ、防災意識を高めております。今後も東日本大震災を教訓として、防災意識の向上と防災体制の強化に役立ててまいります。

次に、地域包括支援センターの増設に関してでございますが、このほど受託事業者決定いたしまして、新たに利府町北部地域包括支援センターとして、しらかし台集会所の隣に事務所を構え、事業を開始いたします。また、既存の地域包括支援センターにつきましては、利府町中央地域包括支援センターに名称を改めまして、場所を利府町社会福祉協議会事務所内に移転します。いずれも10月1日から事業開始となることから、広報紙等により周知を図ってまいります。

続いて、学校関係でございますが、利府小学校の校舎建てかえ工事に伴う仮設校舎の建設が完了いたしまして、先月下旬に利府中学校の生徒及び両校の保護者の皆様の御協力をいただきながら引っ越し作業を終え、2学期から使用を開始しております。引き続き児童の周辺住民の安全に配慮しながら新校舎の建設に向けた準備を進めてまいります。なお、歴史多き校舎の解体前に、児童を対象としたお別れ会と一般開放についてもそれぞれ行う予定としております。御計画を進めております。今後も児童・生徒が安心して学べる教育環境の整備に努めてまいり

ます。

最後になりますが、先般行われましたリオデジャネイロオリンピック閉会式では、利府町の子供たちが作成した「FROM JAPAN」の人文字メッセージが放映されました。これは、東京オリンピック組織委員会から、サッカー競技が開催されるグランディ・21で地元利府町の子供たちに人文字の作成を行ってほしいとの依頼を受けて実現したものであります。7月5日に十符っ子ブラザーシップを構成している利府高校、支援学校、町内の小中学校9校の総勢4,338名の児童・生徒が参加いたしまして、感謝の気持ちを込めて撮影を行いました。実際の映像は本当に短時間、一瞬ではございましたが、子供たちの心に残る思い出になったものと感じております。

以上は要点のみでございますが、その他の主な事業につきましては、別紙のとおりでございますので、ごらんいただきますようお願いを申し上げます。

平成28年9月6日 利府町長、鈴木勝雄。

○議長（櫻井正人君） 以上で町長の行政報告を終わります。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

---

日程第 3 報告第10号から

日程第24 議案第71号まで

○議長（櫻井正人君） お諮りします。この際、日程第3、報告第10号から日程第24、議案第71号まで議事の関係上、一括議題とし、提案理由の説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、日程第3、報告第10号から日程第24、議案第71号まで議事の関係上、一括議題とし、提案理由の説明を受けることに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（鈴木勝雄君） それでは、本定例会に提案いたしております報告3件、議案19件について、順次御説明申し上げます。

初めに、**報告第10号水道事業会計継続費精算報告書について**でございますが、継続費として設定しておりました利府浄水場電気・機械設備更新事業が完了しましたので、裏面精算報告書のとおり報告するものでございます。

次に、**報告第11号健全化判断比率等について**でございますが、本町の平成27年度の状況につ

きましては、一般会計、各種特別会計、企業会計とも別紙に記載のとおり、実質赤字、連結実質赤字、将来負担、資金不足の比率は発生しておりませんでした。

また、実質公債費比率につきましても、判断基準である早期健全化基準を下回っており、本町の財政状況は健全な段階で推移している状況であります。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、議会に報告するものでございます。

次に、**報告第12号放棄した債権の報告について**でございますが、学校給食費収入及び水道料金について、利府町私債権管理条例第12条の規定により債権を放棄したので、同条例第13条の規定により報告するものであります。学校給食費収入は、平成10年度分から平成24年度分までの債権のうち、債務者が行方不明となり54件303万2,663円を放棄したものであります。水道料金は、平成15年度分から平成22年度分までの債権のうち、債務者が行方不明または債権金額が取立費用に満たないと理由によって999件、474万4,696円を放棄したものでございます。

次に、**議案第53号平成28年度利府町一般会計補正予算**でございますが、第1条につきましては、既定の歳入歳出予算から6,392万6,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を149億2,527万6,000円とするものでございます。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、図面作成機器賃貸借事業を初めとする6件を追加するものでございます。

第3条の地方債の補正につきましては、道路整備事業及び臨時財政対策債の限度額を変更するものでございます。

なお、補正予算の詳細につきましては財務課長から補足説明させますので、よろしくお聞き取りを願いたいと思います。

次に、**議案第54号平成28年度利府町国民健康保険特別会計補正予算**でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に1,420万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を33億4,236万7,000円とするものでございます。

2ページをお開き願いたいと思います。

歳入についてでございますが、6款療養給付費等交付金につきましては、平成27年度退職者医療費療養給付費等交付金の精算によりまして420万9,000円を増額するものでございます。

9款繰入金につきましては、財政調整基金繰入金の減等により3,506万8,000円を減額するものでございます。

10款繰越金につきましては、平成27年度の決算により4,506万2,000円を増額するものでござ

います。

次に、歳出の主なものでございますが、2款保険給付費につきましては、退職被保険者の療養費等の増加に伴いまして457万2,000円を増額するものでございます。

11款諸支出金につきましては、平成27年度国庫支出金及び一般会計繰入金の精算により、926万6,000円を増額するものでございます。

次に、議案第55号平成28年度利府町介護保険特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に3,379万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億2,685万3,000円とするものでございます。

2ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございますが、7款繰入金につきましては、財政調整基金繰入金の増額等により1,505万4,000円を増額するものでございます。

8款繰越金につきましては、平成27年度の決算によりまして1,874万1,000円を増額するものでございます。

次に、歳出でございますが、1款総務費及び5款地域支援事業費につきましては、人件費等の調整によりそれぞれ増額するものでございます。

7款諸支出金につきましては、国、県及び社会保険診療報酬支払基金への返還金と平成27年度一般会計繰入金の精算により、3,236万8,000円を増額するものでございます。

次に、議案第56号平成28年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に197万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を2億4,084万1,000円とするものでございます。

2ページをお開き願いたいと思います。

歳入の主なものでございますが、4款繰越金につきましては、平成27年度の決算によりまして、180万9,000円を増額するものでございます。

次に、歳出の主なものでございますが、2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、対象者の確定などによりまして、126万1,000円を増額するものでございます。

3款諸支出金につきましては、平成27年度一般会計繰入金の精算によりまして、61万4,000円を増額するものでございます。

次に、議案第57号平成28年度利府町下水道特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に800万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を9億6,638万7,000円とするものでございます。

2ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございますが、8款繰入金につきましては、一般会計繰入金の減により688万9,000円を減額するものでございます。

4款繰越金につきましては、平成27年度の決算によりまして1,489万8,000円を増額するものでございます。

次に、歳出でございますが、6款諸支出金につきましては、復興事業に係る平成27年度一般会計繰入金の精算によりまして800万9,000円を増額するものでございます。

次に、議案第58号平成28年度利府町町営墓地特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に173万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を3,863万4,000円とするものでございます。

2ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございますが、4款繰越金につきましては、平成27年度の決算によりまして173万9,000円を増額するものでございます。

次に、歳出でございますが、5款諸支出金につきましては、平成27年度一般会計繰入金の精算によりまして173万9,000円を増額するものでございます。

次に、議案第59号平成28年度利府町水道事業会計補正予算でございますが、第2条資本的収入及び支出の補正の収入につきましては、新中道土地区画整理事業に係る開発負担金として5,315万7,000円を増額するものでございます。

第3条債務負担行為の補正につきましては、水道料金等徴収関連業務について新たに設定するものでございます。

次に、議案第60号工事請負変更契約の締結についてであります。本契約は平成26年9月から3年の継続事業として施行しております。浜田地区の下水道事業水路改修その2について、第5回目の変更を行うものでございます。

主な変更の理由でございますが、隣接する家屋への工事の影響を最小限にするために地盤改良を行うほか、狹隘である水路を横断する生活道路の施行区域について、昼夜連続する長期通行どめで施工予定でありましたが、住民生活の影響を最小限度にするためにボックスカルバート設置工から短期間で施工ができるよう床板かさ上げ工事に変更いたしました。あわせて、J R東北本線北側部の水路について上流部整備区間まで延伸して未整備区間を解消するため増額変更するものでございます。

議案第61号工事請負変更契約の締結についてでございますが、本契約は平成27年9月定例会

において議決をいただきました、須賀地区排水機能強化導水管Aのり面整備工事の変更を行うものでございます。

主な変更の理由でございますが、のり面掘削工において当初の想定より硬岩が多く発生したことから、硬岩掘削を増工するとともに、のり面整形部分についても軟岩から硬岩に岩質を変更し、あわせて工事車両等による須賀地区内への影響を考慮いたしまして、のり面の5段目及び6段目を減工するとともに排水構造物も変更するものでございます。なお、減工した5段目及び6段目につきましては工法を再検討し、平成28年度の交付金事業として別に発注する予定といたしております。

議案第62号仙台都市圏広域行政推進協議会規約の変更についてであります。議案第67号宮城県市町村自治振興センター規約の変更についてであります。これは関連がありますので一括して御説明申し上げます。

黒川郡富谷町が市制施行により平成28年10月10日から富谷市に移行することに伴いまして、**議案第62号から第66号までにつきましては構成団体の変更に係る規約の変更について、また議案第67号につきましては一部事務組合の事務所の位置を変更する規約の変更について、それぞれ協議の依頼がありましたので議会の議決を求めるものでございます。**

次に、**議案第68号利府町固定資産評価審査委員会委員の選任について**であります。委員3名のうち9月30日で任期満了となります。蜂谷勝一氏を再任することにつきまして、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、**議案第69号、議案第70号利府町教育委員会委員の任命について**でございます。委員4名のうち9月30日で任期満了となります。石川一美氏について再任すること、同じく9月30日で任期満了となります。遠藤和子氏の後任として村松淳司氏を任命することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、**議案第71号平成27年度利府町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について**であります。地方公営企業法第32条第2項の規定によりまして、平成27年度に生じた未処分利益剰余金2億7,434万7,515円のうち1億940万円を建設改良費積立金に積み立てするものでございます。

以上が、本定例会に提案いたしております報告3件、議案19件でございますので、慎重審議賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（櫻井正人君） 次に、議案第53号平成28年度利府町一般会計補正予算について補足説明

を求めます。財務課長。

○財務課長（高橋三喜夫君） それでは、議案第53号平成28年度利府町一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書をごらんください。

2ページから5ページの第1表歳入歳出予算補正につきましては、後ほど事項別明細書で御説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正であります。図面作成機器賃貸借事業外、記載の5件の事業について債務負担行為を追加するものであります。債務の内容につきましては、事務事業の平準化や経費削減の観点から、複数年契約とする事業であります。

震災復興推進室事業推進第一班の図面作成機器賃貸借事業につきましては、復興事業に係る図面作成や修正に必要なパソコンを2年間借り入れすることから設定するものであります。

次に、子ども支援課子ども未来班の西部児童館指定管理事業及び児童クラブ運営業務事業につきましては、現契約が平成29年3月31日で満了となることから、継続して事業を行うため設定するものであります。

次に、都市整備課都市整備班の新砂押迎東浦線整備に伴う新幹線高架橋剥落対策業務事業につきましては、東北新幹線と交差する部分の剥落対策工事を東日本旅客鉄道株式会社に委託するもので、業務期間がおおむね1年6カ月を要することから設定するものであります。

同じく施設管理班の町営自動車駐車場事前精算機賃貸借事業につきましては、町営駐車場の料金精算時の混雑を解消するため事前精算機を設置するもので、契約期間は6年で設定するものであります。

次に、教育総務課学校教育班の拡大読書器賃貸借事業につきましては、視覚障害生徒の教育環境改善のため拡大読書器を2年6カ月借り入れすることから設定するものでございます。

7ページをごらんください。

第3表地方債補正であります。道路整備事業につきましては沢乙地内に保育所を整備することに伴い、送迎を行う保護者等の安全対策の観点から左折路の整備を行うため限度額を増額するものでございます。

臨時財政対策債につきましては、臨時財政対策債発行可能額の内示がありましたので、限度額を減額するものでございます。

8ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、補正の主なものを歳入から御説明申し上げます。

10款1項1目1節地方特例交付金379万円につきましては、住宅借入金等特別控除額控除分の本年度の交付決定額が当初見込み額を上回ったことにより増額するものでございます。

11款1項1目地方交付税1節普通交付税2億985万8,000円につきましては、普通交付税の本算定が終了し、本年度の交付額が8億985万8,000円に決定したため増額するものでございます。

15款1項1目民生費国庫負担金3節児童福祉費負担金110万8,000円につきましては、町外事業所内保育施設に在籍する児童数の増により、地域型保育給付費負担金を増額するものでございます。

同じく2項2目民生費国庫補助金4節児童福祉費補助金1億3,725万7,000円につきましては、沢乙地内に整備する保育所の建設が民間事業者に決定したことから、補助メニュー変更により保育所緊急整備事業費補助金を減額するものでございます。

9ページをごらんください。

16款2項4目農林水産業費県補助金5節松くい虫防除対策費補助金318万3,000円につきましては、松くい虫防除伐倒駆除業務に対する補助金の追加内示により増額するものでございます。

10ページをお開き願います。

18款1項1目1節一般寄附金152万円につきましては、納付実績による増額でございます。

19款1項特別会計繰入金につきましては、記載のそれぞれの特別会計に対する前年度の繰入金について決算の確定により精算するものでございます。

同じく2項1目1節財政調整基金繰入金につきましては、財源調整により予定しておりました取り崩し額から2億7,673万4,000円を減額するものでございます。

11ページをごらんください。

20款1項1目1節前年度繰越金1億3,286万3,000円につきましては、平成27年度決算の確定により剰余金が生じたことから、平成28年度に繰り越したものでございます。

12ページをお開き願います。

歳出について御説明申し上げます。

初めに、歳出全般の共通事項でございますが、人事異動及び今後の支給見込みに伴う人件費の調整を行っております。

2款1項3目財産管理費15節工事請負費475万2,000円につきましては、役場庁舎階段の破損個所の修繕及び神谷沢グラウンド周辺住民の安全確保の観点から、老朽化している外柵を整備するため増額するものでございます。

同じく13目情報政策費18節備品購入費1,278万9,000円につきましては、国から通知された新たな自治体セキュリティー対策の抜本的強化により住民情報の流出を防止するためのさらなるセキュリティー強化対策としてネットワークの分離を行うことに伴い、新たにパソコン45台を購入するため増額するものでございます。

なお、順番が前後いたしますが、13節委託料87万3,000円の減額につきましては、今回購入するパソコンに対して専用ソフトの導入及び環境設定に係る業務委託料として462万7,000円を計上しております。また、住民記録等大量帳票外部処理業務委託料につきましては、受け差による550万円の減額であります。

13ページをごらんください。

2款6項4目復興推進費25節積立金1,591万4,000円につきましては、復興事業を平成26年度繰越事業が完了したことに伴う精算と、浜田地区下水道事業への下水道特別会計繰出金の平成27年度分精算に伴い予算積立を増額するものでございます。

同じく5目復興整備費15節工事請負費260万円につきましては、浜田地区の避難路整備に伴う附帯工事と避難路流末水路の集水ます設置工事による増額であります。

14ページをお開き願います。

3款1項7目介護保険事業費28節繰出金120万2,000円につきましては、人事異動等による人件費の調整に伴う増額であります。

同じく10目臨時福祉等給付金事業費23節償還金、利子及び割引料184万7,000円につきましては、平成27年度子育て世帯臨時特例給付金給付事業の確定に伴う返還金であります。

15ページ及び16ページをごらんください。

3款2項1目児童福祉総務費19節負担金、補助及び交付金188万9,000円につきましては、すこやか子育て支援事業の申請実績及び今後見込みに伴う増額であります。

同じく5目保育所費19節負担金、補助及び交付金につきましては、歳入でも御説明いたしましたとおり町外事業所内保育施設に在籍する児童数の増及び障害児保育円滑化事業等により増額となったものの、沢乙地内に整備する保育所の建設が民間事業者に決定したことにより補助メニューが変更となったため1億5,010万2,000円を減額するものであります。

17ページをごらんください。

6款2項1目林業振興費13節委託料509万円につきましては、歳入で御説明いたしました県補助金の追加内示に伴う松くい虫被害伐倒駆除業務委託料の増額であります。

8款2項1目道路維持費13節委託料367万9,000円につきましては、復興事業により浜田地区

に避難路整備を進めておりました町道浜田線が完成することから、道路台帳整備業務委託料を増額するものであります。

同じく15節工事請負費1,050万円につきましては、日常生活における町民の利便性の向上のため、森郷大窪北地内生活道路の舗装工事を行うため増額するものであります。

18ページをお開き願います。

同じく2目道路新設改良費13節委託料につきましては、第3表地方債でも御説明いたしました、沢乙地内に建設する保育所整備に伴い送迎を行う保護者等の安全を確保するため、左折路の整備を行うため増額するものの、第2表債務負担行為補正で説明した新砂押迎東浦線道路改良事業において、東北新幹線と交差する部分の剥落対策工事を東日本旅客鉄道株式会社と基本協定を締結し、平成29年度までの事業となったため1,850万円を減額するものであります。

同じく15節工事請負費から22節補償、補填及び賠償金につきましても、沢乙地内の左折路整備に伴い増額するものでございます。

同じく3目自動車等駐車場管理費につきましては、第2表債務負担行為補正で説明したとおり、町営自動車駐車場の料金精算時の混雑を解消するため事前精算機を設置するため増額するものであります。

同じく4項2目公共下水道費28節繰出金688万9,000円につきましては、下水道特別会計の前年度決算の確定により剰余金が生じたので、予定していた基準外繰出金を減額するものであります。

20ページをお開きください。

10款2項3目学校施設費15節工事請負費119万9,000円につきましては、青山小学校校舎放送室の放送設備が経年劣化により動作不能となり、校内放送等に支障が生じていることから改修を行うため増額するものでございます。

同じく3項3目学校施設費15節工事請負費2,216万5,000円につきましては、利府中学校の教育環境改善のため館公園グラウンドにテニスコートを整備することに伴い増額するものであります。

以上が、一般会計補正予算の主な内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 以上で提案理由並びに補足説明を終わります。

ここで暫時休憩をします。

再開は11時といたします。

午前10時46分 休憩

午前10時57分 再開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第25 一般質問

○議長（櫻井正人君） 日程第25、一般質問を行います。

本定例会に通告されたのは8名であります。通告順に発言を許します。

初めに、10番鈴木忠美君の一般質問の発言を許します。鈴木忠美君。

〔10番 鈴木忠美君 登壇〕

○10番（鈴木忠美君） 10番 21世紀クラブ、鈴木忠美。

質問に先立ち、8月30日夜から31日にかけて発生した台風10号の豪雨被害で岩手県岩泉町内の高齢者グループホーム「楽ん楽ん」に入居されていた9名の方がお亡くなりになり、5日現在で岩手県内の犠牲者は16名、さらに7名の方とまた連絡とれない状況であり、犠牲者はさらにふえるおそれがあると発表されております。また、北海道においても2名の方が車で川に転落しお亡くなりになり、2名の方が行方不明で捜索が続いております。お亡くなりになられた方々へ心から御冥福をお祈り申し上げるとともに、行方不明になられている方が一日も早く発見されることを祈る思いであります。河川の氾濫、土砂崩れにより家屋に甚大な被害を受けた被害者の皆様には心よりお見舞いをもうしあげます。

さて、今定例会には1、河川整備計画は。2、町民バスの路線見直しについて。3、中学校部活の休養日についての3件について質問をいたします。

質問事項の1、河川整備計画は平成26年9月定例会で河川整備について質問しましたが、その後の整備状況について伺います。

（1）砂押川の県道仙台松島線交差箇所から上流について、その後どのようになっているか。

（2）勿来川については、県が平成26年度中に具体的な整備計画をつくるとありましたが、その後どのようになっているのかお伺いいたします。

2、町民バスの路線見直しについて。

平成27年3月の定例会で宮城バス減便に伴う対応策として町民バスの3路線を27年度中に考えたいとありましたが、そこで次の点についてお伺いいたします。

（1）どのような角度からどのように検討されてきたのか。

（2）いつごろの実施を目指しているのか。

3、中学校部活の休養日について。

中学生になると運動部、文化部とそれぞれ自分の目標を設定し部活動を選択し取り組んでいると思われる。そこで、次の点にお伺いいたします。

（1）部活動への入部率はどのくらいでしょうか。

（2）中体連、コンクールが近づくと放課後の練習に加え朝練を開始するなど練習時間が長くなる傾向がある。生徒本人、保護者からの意見はないか。

（3）部活活動の休養日を設定しているのか。

（4）部活動指導の休日出勤など教職員の勤務時間が増加していると思われるが、取り扱いは適正に行われているのか。また、部活動以外の業務に支障していないかお聞きいたします。

最後の（5）として、部活動の部外者による指導などはあるのか。

以上についてお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1、河川整備計画は及び2、町民バスの路線見直しについては町長、3、中学校部活の休養日については教育長、初めに町長。

○町長（鈴木勝雄君） 10番 鈴木忠美議員の御質問にお答えを申し上げます。

今、鈴木忠美議員から災害で岩泉町の件がお話しありました。実は、利府消防署からも第1陣、今、第2陣が行っています。きのうの河北新報に利府消防署の赤間良夫署長の談話が載っておりました。大活躍をしております。そうしたら利府消防署にあります、大型の災害対応車初出動です。初出動で大変な今、岩手の災害に協力しています。そして、利府消防署からまた第3陣が間もなく出発する予定であります。そういった意味で、本当に被害が拡大された大変な災害、こころからお見舞いを申し上げたいと思います。

第1点目の河川整備計画についてであります。まず（1）の砂押川の県道仙台松島線交差点の箇所から上流の整備についてであります。この河川管理者であります宮城県に確認したところ、平成25年度に沢乙字前田地内において延長55メートルの護岸災害復旧工事を実施したほかに、河川の流れを阻害するおそれのある樹木の伐採を行っております。また、定期的にパトロールを行いまして河川機能を保てるように順次対応しているという、こういう回答でありました。

次に、（2）の勿来川の整備計画についてでございますが、勿来川は砂押川の支流に当たることから砂押川全体計画の中で平成26年度から継続して計画変更の検討実施しながら一体的な

計画を策定しており、平成29年度には国との変更協議を行う予定と伺っております。町といたしましても近年の突発的な集中豪雨や台風への治水対策は、生命財産を守る重要な事業と認識しておりますので、改修事業やしゅんせつ事業の早期実現に向けまして引き続き県へ要望したいと考えておりますので、御理解をお願いを申し上げたいと思います。

町民バスの路線見直しについてであります、（１）と（２）につきましては関連がありますので一括してお答えを申し上げます。

町民バスの3路線化につきましては、ミヤコーバスが運行している葉山赤沼線について、ミヤコーバスのほうから町民バスへの切りかえの要望、あるいは高齢者等の利便性を考慮して各路線が乗り継ぎしないで仙塩利府病院や掖済会病院へ行けるようにすることができないかなどを含めまして見直しの検討をしているところであります。さらに、ことしの7月から9月にかけて公共交通アンケート調査を町民3,300名に対しまして実施をしております。分析結果を踏まえまして、引き続き町民の利便性の向上、効率のよいルート選定やデマンド交通を視野に入れた運行形態のあり方、また運行費用の比較等に調査を行ってまいりたいと考えております。

また、議員御質問の町民バスの路線の見直しの実施時期につきましては、これらの課題等を解決して、さらには「利府町まち・ひと・しごと創生総合戦略」にも掲げております、持続可能な公共交通の計画策定も必要となることなど、相当の時間を要することから公共交通会議の意見をいただきながら慎重に進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いを申し上げます。

私からは以上であります。

○議長（櫻井正人君） 次に、教育長。

○教育長（本明陽一君） 10番 鈴木忠美議員の第3点目の中学校部活の休養日についてお答え申し上げます。

まず、（１）の部活動への入部率についてでございますが、各中学校とも全員加入を原則としております。

次に、（２）の生徒本人、保護者からの意見等についてでございますが、生徒からの意見としましては、良好な成績を目指して取り組みたいので練習時間や日数をふやしてほしいこと。また保護者からは、安全に配慮し生徒が活躍できてよい成果が得られるような指導を継続してほしいなどの意見が多く見られます。ただ一方で、休養日の確保や量より質の高い練習を求める意見もあります。学校の対応といたしましては、中体連の大会2週間前より30分間の活動時間の延長や朝練を認めております。また、考査等の期間1週間前には部活動を中止する措置を

行って学習に支障がないよう配慮しております。

次に、（3）の部活動の休養日についてでございますが、休養日の設定につきましては現教育委員会、現中学校校長会等からも提言されており、利府町教育委員会といたしましても部活動を行う上で生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮するとともに、教職員のワークライフバランスに配慮するためにも休養日の設定は必要なものとして考えており、土日のうち1日は休養日を設定するよう各中学校に対して指導しております。

次に、（4）の教職員の勤務時間の取り扱い処理についてでございますが、中体連等につきましては授業日扱いとして勤務日の振りかえを行っております。また、週休日における練習等で一日当たり4時間以上の勤務につきましては、手当も支給されますことから勤務簿を作成し、勤務状況の把握を行い適正に処理しております。部活動以外の業務への支障につきましては、授業等の教育活動へは影響は出ておりませんが、どうしても部活動に時間が多くなることで疲労の蓄積や教員個人や家庭の時間が削られるなどの影響も懸念されますことから、休養日を設定することで業務や家庭生活に支障が出ないように指導しております。

最後に、（5）の外部指導者についてでございますが、県の運動部活動外部指導者派遣事業を活用いたしまして、利府中学校としらかし台中学校では2名、利府西中学校では3名の方に柔道やサッカー、バスケットボールなど生徒の技術向上の指導に当たっていただいております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） ただいま町長のほうから1番のほうの河川関係でいろいろあって、これを見ると県のほうで災害復旧工事及び支障木の伐採をしているというお話でありますけれども、現実的にあそこを見た場合、町として確かに管轄は前にもお話ししましたがけれども、利府町の管轄ではないんですけれども、現実的に砂押川を見たとき本当にあれで十分に河川機能を果たせると今思いでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） 10番 鈴木忠美議員の再質問にお答えします。

あれで河川機能が果たしているのかということでございますが、町長答弁にもありましたように県では3カ月に1回ごとに定期的にパトロールを行っております。それに伴いまして支障木等の伐採を行っているということで、県においては河川機能を果たしているというふうに考えていると思っております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 今、櫻井課長から県のほうではそのように見ているという、私は町はどうですかと聞いたんですけれども。県が認めたから町もそうだということなんでしょうけれども。ただ、下流についても26年私質問したとき、確かに下流についてはやっていました。私は見て。もう既に2年たつと、木こそ全部切ったものですから、それから土も取った経緯がありますから、かなりよくはなっていますけれども草は結構、あの背の高い草とかは伸びておりますし、川の中にはもう2年前にやっていますから島状にもなってきているという。ただ、こちら上については私はずっと見たんですけれども、どうもその3カ月巡回をされていると言いますけれども、本当にそうなのかなと。県では認めているというけれども現実的に災害が起きたときは、こうむるのは町民なんですよ。町なんですよ。そういう意味合いで今回のいろんな岩手とか北海道なりを見た場合は、川に水が出たとき、樹木が引っかかり水をとめてしまう。それによって、さらに下にいなくなるからそこからその堤防決壊とかというのふえるものですから、それ起きたときは補償はするといえども100%補償するわけじゃないんですよ。泣くのは町民、住民ですよ。それから各自治体もそれなりに忙しい思い、それから経費もかかるということで、その辺でやっぱり利府町の管轄ではないにしろ、もう少しこの辺については強力でやっぱり県に状況をつかませるべきだと思いますがいかがなものでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） 鈴木議員の再々質問にお答えします。

県のほうに強く要望ということでございますが、前にも御答弁しておりますが、毎年予算編成時にあわせまして利府町単独ではなく強い要望となるよう宮城県の町村会を通じて予算確保、それから整備について強力で要望しているところでございますので、これからも継続して強く要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） ぜひ強力で県のほうと調整をとっていただきたいと思います。

次に勿来川についてですが、勿来川についてはどうでしょう。私は全く整備されないように見えているんですが。利府駅の南側の橋脚の補強工事はされております。ただ、私はずっと川を下からずっと上まで、惣の関のため池、それから藤田のため池までずっと全部見ました。その中で、うんと思ったのは赤堰あたりのところは確かに水がたまっているからいいのかなという感じで、あとはほとんどがもう樹木が出ている。2年前にお話ししたときと全く同じじゃな

いか。特に蓮沼の橋の上から見たときというのは、かなりひどいんじゃないかなと。きょうは写真をお持ちしません、もう町長見ていると思うから持ってきませんでしたから。あの辺を見たとき、本当にあれでよろしいのかなというような感じがしますけれどもいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、勿来川につきましては、あのペア・ブリッジから下流というんですか、赤堰も含めまして支障木、それから堆積物もあるようでございます。これも繰り返しの答弁になりますが、県においては定期的にパトロールを行っております。特に支障となるような木については伐採等も行っております。それらを実施しまして河川機能の確保を図っているということでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 勿来川については、先ほどもお話したように上流の水流受け口ですか、惣の関ため池、それから藤田のため池、あれを見た中で確かに水の量は今は少ないです。ただ、今日のように異常気温、地球温暖化の中でいつどうなるかわからない状況が日々あるんですよ。何か起きると出てくるのは、想定外という言葉が流行語にもなるくらいなってきているんですから、いろいろ出ると逃げ道という表現もおかしいんですけども、想定外だったということになる。やっぱりその想定外が起きても、やっぱり泣くのは住民なんですよ。そういう意味合いにおいても、やっぱり関係課長とその辺は県が見ている見ていると言うけれども、私は勿来川については全く手がかかっていないと私は見ているんですけども。特にあと勿来川というのは、県の管轄はどこまでですか。それからある一定のあれからは、惣の関の下までは全部じゃないとかその辺もあわせて、ちょっと私その辺わからないので、ちょっとそれもあわせてお願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） 勿来川につきましては、ダム、惣の関ダムを含めましてあそこを起点としまして下流が県の管理となっております。途中で藤田川と合流しますので。その管理の件でございますが、今言われました惣の関ダムの件につきましては、治水の施設にもなりますので当然大雨時には放流量の調整、それらも行いまして勿来川の水位を調整するというふうな機能もあります。また、管理につきましても、繰り返しの答弁になりますが河川機能を確保するように支障木の伐採も行っているという県の回答でございます。町としましても、それ

で機能が確保されているのかどうかということにつきましては、幸いにして現時点で大きな災害は起きておりません。県に確認したところ、この下流にあります遊水地、東部衛生処理組合の付近にございますが、それが機能したこともないという状況で、想定の大雨はまだ降っていないというふうなことでございました。そういうことでございますが、いつ何どき大雨があるかわかりませんので、砂押川同様整備について強力に要請をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 前回の質問の中で、県が26年度中に具体的な整備計画をつくるということだったのが、今回の回答の中には26年から継続的に検討しており平成29年度に国との協議を行う予定ということで、何か全然もうその辺が、起きないからいいじゃなくて起きたときはこの辺どうなるのか非常に私からすると心配するところがあります。

ちなみに、ちょっと宮城県の水害について皆さん御記憶があると思いますけれども、ちょっとだけお話し申し上げさせていただきます。宮城県の水害は30年前、ちょっと私もまだ現職として宮城野にいたころですけれども、昭和61年ですか8.5の豪雨という、これも台風10号でありました。仙台市で観測史上最多の連続雨量が402ミリ、200年に一度の規模の大雨と推定され吉田川など7河川11カ所の堤防の決壊があったという。旧鹿島台の約半分に当たる2,670ヘクタールが冠水、水を引くまで約10日間もかかり被害総額が過去最高で1,328億円に上っております。このときの吉田川の決壊箇所数は4カ所も決壊をしております。また、昨年9月の宮城豪雨、これは関東・東北豪雨ですかのときの仙台市の総雨量は350ミリで各地で浸水被害が多発し、被害総額が313億円。これは今言った30年前の水害の次に過去2番目の規模であった。もう1つ、平成10年7月の台風6号、これは県内で200ミリ以上の降雨があり5河川8カ所で堤防が決壊し3,400棟が浸水、被害が164億円に上っている。一方、大雨が来た場合、堤防の決壊の原因は河川の水位上昇の排水不良によるものだと思います。これらを見たとき。今いろいろ課長のほうと意見を交わしましたがけれども、最後にこれらを含めた町長にちょっとお伺いしたいんですけれども、9月1日には防災の日ということで宮城県など36都道府県で約100万人が訓練に参加されたと新聞に載ってありました。安倍首相が官邸で緊急災害対策本部会議で、人命を尊重、人命最優先に国が総力を挙げて迅速に対策を実施しなければならないと指示しています。今までの質問に対する答えからして当然、利府町も総力を挙げて迅速に対策の実施に取り組むと理解してよろしいでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（鈴木勝雄君） 鈴木忠美議員の再質問にお答えを申し上げます。

当然我々の責務は、住民の生命財産を守るという大きな責務があるわけでありますから、そういった意味で最優先でそういった業務をしているわけであります。ただ、忠美議員のおっしゃるように河川のしゅんせつ等については、県に聞くと県内総延長膨大なものであって、とてどもとてども、はっきり言えば手が回らないといえますか、優先順位があるということでございまして現実的には全てのしゅんせつは不可能、しかも河川というのはしゅんせつしてもまた新たな中洲ができる、そういったことから非常にイタチごっこで難しいという話を聞きました。そういった中でも今課長が言ったように、できるだけ支障木を伐採して滞留のないように、そういった地道な作業をしなければならないという。そういった意味で、今砂押川、勿来川、藤田川については県の管理の川でございまして、そういった意味で再三県のほうに優先順位をつけて課長のほうから陳情しているということも御理解をお願いしたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 確かに今町長がおっしゃったとおり、だからすぐということもないとは思いますが、ただ何度も言いますが、いざ何か起きたときは泣くのは住民だということを肝に銘じながら、やっぱり強力に進めていただきたいと思います。

2番目、町民バスの路線見直しについてさせていただきます。

これも3路線化を27年というふうにと考えるとあったんですが、この辺についてはどのように変わっていったのでしょうか、まず。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（小幡純一君） お答えいたします。

3路線化につきましては、これまでもお話ししておりましたとおり赤沼葉山線のほうが、ミヤコーさんのほうから乗務員の関係で廃止をしたいんだというふうな打診がありまして、それに合わせて3路線化をちょっと考えようかなというふうなところでお話しをさせていただいております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 現在の町民バスは、民間バス路線と重複しないように運行されているわけですね。それで、チケット関係で対象者を限定して100円のチケットサービス事業を展開しているんだけど、対象者及び対象者以外からそこに問題等は上がっていないのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（小幡純一君） お答えいたします。

ミヤコーバスでの100円チケットサービスにつきましては、70歳以上の方とあと障害者の方々というふうなところで実施させていただいておりますが、特に健常者といいますかその方からどうのこうのというふうなお話は私のところへはまだ入っておりません。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 実はですね、現在対象者が仮に浜田駅からミヤコーを利用した場合。それから利府役場に乗車すると一般的に320円かかるんですけども、それがチケット利用すると100円ですよ。100円引くと220円これは対象者でも出すようになるわけですよ。それでまたあと対象外の方は、当然まともに320円出すという。町民バス走っている路線の方は、区間内1回乗車で100円以上かからないわけです。例えば、神谷沢から来ようと、場合によっては岩切の駅からずっと利府の駅まで私も乗りました、乗ったけれども100円で、端から端まで私は乗ったんですけども。そういうことで、非常にその何ていうんでしょう、バランスがとれていないのかと。やっぱり民間バス路線利用者に対してもうちょっと補助金の検討する余地はあるかどうか伺います。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（小幡純一君） お答えいたします。

100円チケットサービスにつきましては、先ほど申しましたように高齢者とか障害者の日常生活の支援というふうなところで福祉の増進も図れるのかなというふうなところでサービスを開始したものと思っております。この辺のもっと金額を上げて安くしたらいいんじゃないかというふうなお話でございますが、利用状況も踏まえながら検討していきたいと思っております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 朝夕はやっぱり通勤者、それから通学者と利用ということで、現在例えば町民バスで全部対処しようというのは、これはできないわけですよ。いろんな路線。そのためミヤコーさんも今路線として動いているわけですけども。ただ、町民に対して公平な対応をするには全路線を町民バスに切りかえる、これが一番いいんですけども、現時点では到底これは無理であります。これもやっぱりバスの台数あるいは乗車定員、ドライバーの確保あるいは業務の委託先とかということでいろいろあります。それで、民間バスはやっぱり乗車率が少なければ当然便数も少ない。少ない利用者は便数が少ない。乗らないけれども、乗らないから民間バスは便数が少なくしているわけですね。これはJRも同じですけども。町民の利便性を考えるとき、民間バス路線へ町民バスの乗り入れについてもミヤコーと今後協議する考えはあるかお聞きいたします。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（小幡純一君） お答えいたします。

ミヤコーバスにつきましては、交通を利用する方について利便性を向上させるために民間のほうで運行しているわけなんですけど、町民バスにつきましてはそのミヤコーバスなりを走っていないところを補完するために町民バスを走らせるというふうなこともありますので、基本的にはミヤコーさん走っているところには町民バスのほうは運行しないような形と考えております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 確かに現時点はやっぱりそういう決めの中でやっているものですが、ただ私今質問したのは、今後そういうことを協議していく検討、協議する考えはないのかということ、今の状態はもちろんやっていないということは当たり前のことであって、やっぱり今後についてそういうことも入れて考える、検討をしていく考えはないかということなので、もう一度お願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（小幡純一君） お答えいたします。

ちょっと言葉足らずでございましたが、確かに若干今も宮城交通のほうとダブっている路線がちょっとかち合う部分がありますので、そういったところは運行しておりますが、基本的にはその民間会社のほうと競合しない形でないとなかなかその運行もしづらいのかなというふうなこともありますけど、議員さんの御提案を踏まえながら次の路線変更の場合に考えていきたいなと思っております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 現在、町民バス路線は東部・西部の2路線で運行されているわけですね。いずれ3路線という非常に町民の方、利用される方は期待していたんですけども、いまだ3路線が見えないということで、名称はどういうふうになるか中部路線という増設するのか、その辺はいろいろありますけれども、現在の運行路線を再検討され町民がより利用しやすい運行見直しをとにかく早い時期に実施できるように取り組んでほしいということです。それで、見直しの際、今話題になっているJRのほうの最終便ということはよく議会の中ではいろいろ話題になっています。またこれちょっとうちの郷右近議員はこの1月に利府駅前2日間にわたってJR便最終列車増発に関するアンケート調査という2日間これやったデータであります。約400人近くの方にチラシを2日間で渡した中で、その回収率は全部回収したわけではござ

いませんけれども非常に多くの方から、年代別に細かく分けているし、それから男女別に分けた中でかなりの、これには109名の方からアンケートを受けた中で最終便の運行を増発してほしいという話が出ております。また、いろんな議員の中からも最終便増発というけれども、私JR出身だから言うわけじゃないけれども、そんなに簡単に列車なんて増発ということはなかなかならないんですよ。私はここでちょっとお話ししたいと思ったのは、今回その3路線を考えるならちょっと時間的に遅くなるかもわかりませんが、今利府に仙台発は22時何分というのが一番最後で、利府に着くのは22時40分ごろですか、その後はないということで、それで23時台に列車ということなんですけれども、それはやっぱり現実的に実現までかなり時間を要するので、岩切からの最終町民バスの発車時刻、現在20時50分が最後ですけれども、その最終列車が増便できるまでの間、町民バスで岩切発23時50分ごろで何とかその辺も繰り入れる考えはないかを。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（小幡純一君） お答えいたします。

岩切のほうへの町民バスの乗り入れというふうなことでございますが、やはり利府駅の逆に乗降客の予想というのがちょっと今最大の課題となっておりますこともありまして、岩切駅というよりも利府駅の利用客を何とか町としては乗り入れをしていただきたいなというふうなところで、そちらのほうを最優先として今後もちょうと考えなくちゃいけないのかなというふうな部分がございますので、なかなか岩切まで確かに20時50分発が岩切の最終便というふうなところになっております。ただ、岩切駅から市営バスも走っているんですが、そちらのほうも大体9時ごろが最終というふうなことになっておりますので、利用客のほうから見ますとそういったところが限界なのかなというふうなところも思っているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 今、課長がおっしゃるとおり私も岩切じゃなくてやっぱり発着駅は利府ということが、これ本当の希望であります。やっぱり利府から乗ってもらわないと、利府線というのはだんだん乗降率も下がるし、収入も下がるものですから、岩切をメインとするのではなくやっぱりだからそれを強力に最終列車の増便についても、これからもやっぱり引き続きJRと交渉を重ねていく。それまでの間、やっぱり利府に住んだ方がとても利府じゃ夜のおつき合いもできない、仕事遅くなると帰れないという状況であるからこそ、そこまでの暫定として岩切からの23時台に何とかできないかということなんですけれども、もう一度お考え。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（小幡純一君） 岩切駅というふうなことのお話でございますが、やはり乗降客数の問題とか、やはり走らせるとなると経費もかかってくるというふうな部分もございます。これまで議員さんのほうからいろいろ御提案ありましたミヤコーバスとあと町民バスの併合とか、その辺法的に可能なかどうかも含めながら今後検討していきたいというふうなことを思っております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 町民バスのこのせっかくの路線見直し、それから3便制を考えておられるのですから、ぜひそれが町民の希望にかなうような方向でひとつ進めていただきたいと思います。

次に3番目。中学校の休養日についてお伺いいたします。

先ほど部活の入部率について聞いたところ、全員加入を原則としているということの答えであります。これどうなんでしょう。学習指導要領によるとそのようにやっぱり全員加入という、これは部活は生徒の自主的、自発的であるというふうに学習指導要領の中では決まっているかのように思うんですけども、その辺についていかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） 10番 鈴木忠美議員の御質問にお答えします。

部活動につきましては、毎年各中学校で作成しております部活動計画により方向づけなりいろいろな内容が決まっております。詳細な内容についても、そちらの計画によって定まっております。あくまでも生徒の自主性とかを重んじた形で入部していただくというふうな形で、できる限り全生徒の方向で入部というふうな形で行っております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 確かにいろんなあれを見ると、岩手県でも全県で大多数の中学校が部活は全員参加という。それから全国的にも生徒に対して部活の参加を義務づけている中学校が多いという情報は見えますけれども、ただ私が引っかけたのがこの学習指導要領によるというので、だからそれが優先するのか、今課長がおっしゃったその学校での打ち合わせが優先するのか、その辺がどうなんでしょう。その辺をちょっとお伺いいたします。優先度というか重きというのはどっちなんだろう。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（松尾隆治君） お答えいたします。

学習指導要領でそれについて詳しく述べている箇所はございません。本来、現在今つくられている学習指導要領の中で子供の健全積極性を含める上で学習指導活動も進めていくという程度は触れられておりますが、詳しくどのようにやりなさいというふうな記述にはなっておりません。以前は、課外活動という部分に部活動が類しておりましたので、今回の今の現行のほうでその程度触れられておりますので、詳しく規定されているものではございませんが、実際のところ効果があるもので学校のほうでは学校教育活動の中で位置づけて行っているという。原則としてという言葉がございますので、必ず全員やらなくちゃいけないという受けとめではなく、子供の情を果たす段階とかその他希望を非常に大切にしながら各校で取り組んでおるものと考えております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） そうすると今のあれは、そういう学習指導要領というので私はちょっと見ていたんですけども、それには余り必ずしもその中で決まりがある、縛りがあるということでないという解釈でよろしいわけですね。ある程度学校の中での話し合いの中で、ひとつの整理がつけばその中で持っていくという理解でよろしいんですね。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（松尾隆治君） はい、そのように考えております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） それと、まず部活というのは生徒本人は目標あるいは興味を持っていれば少々遅くなくても、例えば休みがなくても何ともしないでやる。あるいは今回のオリンピックを見てわかるとおり、大体アスリートとかそういう感じというのはもう3歳やそこそこからずっとやっているんだから、逆に親が子供以上に、親がもっとやれという意識もあるだろうし、だけれどその反面子供が嫌々ながらやっているのもいろいろあると思います。やっぱり一番その辺のつかみが大切だと思うんです。そんな中で、どうでしょう今塾のところも通う子供かなり多くなっていると思うんです。そういう中で、子供たちから塾との関係とのクラブがそういうずっと時間が遅くまでやっているという中で、その辺についてのいろいろ問題というかそういうのは上がってきていないでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） お答えいたします。

確かに、塾とかの関係でありまして一応各中学校のほうにアンケートとか確認した内容にしますと、やはり部活動にすると、やはり部活動を積極に行いたいというふうな形で部活に対す

る目標を達成したいという思いがあると、生徒もありますし保護者の方もいるというふうな形で、そちらのほうについてはやはり学校として学習に支障のないような形で配慮するような形で取り組んでいるというふうな形で一応回答はいただいております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） いろいろそれは本当に本人が喜んで目標を持ってやっていたら問題ないし、また親もそれに対して間違いなく賛同すれば非常にいい部活で、それなりの成績も上がると思うんですけども、ぜひその辺はやっぱり神経を細やかに使っていただいてあと見ていただきたいと思います。

それとまた、どうでしょう部活の今休養日についてですが、これは土曜にいずれか休養日というふうに指導しているということでございます。現実的にはなっていないんですか、今のところは指導だけで。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） お答えします。

今年度の状況について調査いたしましたところ、原則土曜か日曜どちらかをというふうな形で取り組み指導しておりますが、1学期においてはやはり積極性なりそういう生徒が頑張りたいというふうな思惑もございまして、実態的には土日もやっている場合もあります。ただし、その場合は平日に休むというふうな形で、ある程度そこら辺については配慮した形で1学期は取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） これちょっと古い資料でしょうけれども、平成9年文科省で部活動の顧問の負担は以前から問題となり中学校の運動部は週2日以上、高校は週1日以上の休養日を設定するという指針を作成しているとあるんですが、この辺はどうなんでしょう、その指針というのは生きているんでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） 先ほど教育長の答弁にもありましたように、中学校の部活動についてもいろいろ教師の負担なり生徒の健全育成という観点から、はっきり言いますと校長会なり教育委員会のほうでもやはり適切な休養の設定というふうな形で、私のほうでは25年の2月22日というふうな形で改めましてそこら辺の適正化ということで進めております。町といた

しましても、教職員関係の安全衛生規則というふうな形の中でやはり教職員のそういうふうな時間勤務とかそこら辺も含めた形で、それで一番的なのは今まで顧問、一人の顧問というわけじゃなく今後は複数の顧問を配置するというふうな形と、やはり中学生の健全な発達育成という観点からやはり休養日を設定するという方向でできる限り確保するように指導している状況でございます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） ぜひ、その辺を一步一步近づけてほしいと思います。私が今ちょっと気になったようなこれも平成9年ということもあったのでそれからの絡みはどうなのかなと、それから実際現実的に子供たちが部活をやって疲れが、あるいは塾が、いろんなことを考えてどうなのかなってあえて今回質問をさせていただきました。

次に、教職員の勤務時間の取り扱いということでいろいろここでちょっと出しましたけれども、この回答を見ると中体連等は振替日を設けたり、あるいは週休日の勤務についてはちゃんと手当を精算されているということでもありますので、この辺は問題ないのかなと。

それから、基本的に他の授業にも支障を来していないということでもありますので、この辺については安心したところでもあります。

最後に、部外指導者についてちょっとお伺いいたします。この部外者指導者について、今これを見ると利府中学校としらかし台では2名、利府西中学校では3名の指導員がいるということとは全部で7名の方を今部外指導者がいるということによろしいんですね、これは。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） 先ほど答弁したように、7名でございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） やっぱりこれは、なぜ私聞いたかということやっぱり先生方の例えばその部活の顧問になったとき、先生そのもの教員そのものが担当部活に精通しているか、あるいは教員そのものが現実に負担を感じているかということも心配して質問をするんですけども、その辺についてやっぱり部外指導者を入れているという方向的には非常によろしいかと思えますし、今後さらにその部外活動者の枠を広げていく可能性もあると考えてよろしいでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） お答えします。

部外の指導者につきましては、はっきり言いますと年間20回とかそういう回数制限等もござ

いまして、これらについては学校のほうでこれまでの実績とかいろいろ踏まえましてその学校側としての採用のほうの意見を聞きながら進めていくということと、あと最近でございますが例えば大学のボランティア活動でも取り組んでいる事例もございますので、そちらも踏まえて学校の教職員なりその辺の意見を聞きながら最善の策の方向で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 今、いろいろこの学校について、部活についていろいろ御質問しましたけれども、過日の新聞の中に部活の休養日浸透へという見出しでの記事がありました。文科省は教員の長時間勤務を解消しようと省内にチームを発足され改善策を検討しているという。特に教員の負担とされる部活動に焦点を当て、休養日を設けることを浸透させたい考えだと。今回の検討に当たっては2017年度ですか、から16年ぶりに中学校、高校に教員や生徒らを対象に運動部の練習時間や学校生活への影響を調べる予定である。調査内容をもとに今後休養日の設定、指導員の外部人材活用のあり方などをまとめたガイドラインをまとめたいと、早ければ2017年末に作成するということが載っておりました。利府町としては、今いろいろ聞きましたけれども、これらに対応するために取り組み、考え方を最後に聞いて終わらせていただきます。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） お答えします。

ただいまの御質問の文科省からの調査につきましては、町のほうに届いております、各中学校のほうで今から調査をする予定でございます。それで、町の委員会としましてはやはり生徒の健全育成と教職員の勤務時間、そこら辺を重きに置きまして再度休養日の設定とかについての指導を徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 以上で終わります。

○議長（櫻井正人君） 以上で10番 鈴木忠美君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩をいたします。

再開は13時といたします。

午前11時49分 休憩

午後 0時56分 再開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 鈴木晴子君の一般質問の発言を許します。鈴木晴子君。

〔1番 鈴木晴子君 登壇〕

○1番（鈴木晴子君） 1番 公明党の鈴木晴子でございます。

このたびの台風10号による大雨の被害で亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

9月定例会には、2点にわたり通告しております。通告順に質問してまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

1、ドクターヘリのランデブーポイント離着陸場について。

医師や看護師が搭乗して空から救急現場に急行し治療を行うドクターヘリは、国が今年度5基ふやす予算を確保し、全国への配備は51基体制へと拡充されます。ドクターヘリは重症救急疾患に対応可能な医療機器や薬品を搭載した救命救急のためのヘリコプターです。高度な医療が提供できる救命救急センターなどの敷地内に配備されております。消防機関からの出動要請があれば原則として5分以内に離陸して患者の元へ駆けつける体制を整えています。ドクターヘリ最大の特徴は、治療をヘリの中で行えることです。多くの医療機器を備えたヘリの内部は、まるで空飛ぶ救命室です。医師と看護師が患者のいる現場、また搬送中に治療を行いながら患者に適した医療機関に搬送します。いち早く初期治療が始められる上、搬送時間を大幅に短縮できるため救命率の向上や患者の後遺症の軽減に大きく貢献しています。宮城県では今年度の導入が決定しており、今秋10月28日より運行されることが決まっております。運行開始に伴い、県ではドクターヘリのランデブーポイント離着陸場の選定を進めており400カ所を目標としています。

そこで、次の点をお伺いいたします。

（1）町のランデブーポイント3カ所は既に発表されておりますが、新たに検討中の候補地があるのかをお伺いいたします。

（2）ランデブーポイントの周知方法はどのように考えているのかをお伺いいたします。

（3）ランデブーポイントの候補地については、現在消防機関が選んで県に推薦する仕組みになっておりますが、できるだけ多くのポイントを設置するため今後町内会など地域住民からの推薦を受け付けてはどうかお伺いいたします。

（4）ランデブーポイントの安全確保については、原則消防職員が担当することになってお

りますが、消防職員が対応できない場合、かわりに自治体職員や民間人が安全確保に協力している例もあります。ランデブーポイントの安全確保への協力体制については、どう考えているのかお伺いいたします。

次に、2、マイナンバー「個人番号カード」の発行状況について。

国内に住む全ての人に12桁の番号を割り当てる社会保障と税の共通番号制度が1月からスタートし、半年が過ぎました。制度の本格運用に伴い法的な身分証明書にもなる顔写真がついているICチップ入りの個人番号カードの交付も行われております。この個人番号カードは手続きをしなければ交付されません。写真を撮影し郵送するなどの手続は大変だとの声があります。

そこで、次の点をお伺いいたします。

カードの発行状況は、平成28年8月末時点で2,500枚程度であり1割にも満たない状況であります。町としてカード取得促進にどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

(2) 本町としては、10月からマイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付が始まります。先進自治体では庁舎内に申請機能つきの証明写真機を設置し、取得促進に取り組んでおります。本町としても取り入れてはどうかお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1、ドクターヘリのランデブーポイント（離着陸場）について、2、マイナンバー「個人番号カード」の発行状況について、いずれも町長。

○町長（鈴木勝雄君） 1番 鈴木晴子議員の御質問にお答えを申し上げます。

第1点目のドクターヘリのランデブーポイントについてでございますが、(1)のランデブーポイントの新たに検討中の候補地についてのお尋ねであります。このドクターヘリは、事業主体であります県に確認をいたしましたところ、現在の利府町内におけるランデブーポイントは3カ所となっておりますが、そのほかの候補地といたしましては宮城県総合運動公園について協議を進めていると伺っております。

(2)のランデブーポイントの周知の方法についてであります。町では広報紙やホームページ等を活用いたしまして周知したいと考えております。

(3)のランデブーポイント候補地の町内会や地域住民からの推薦についてであります。御承知のとおりこのヘリコプターの離着陸に際しましては、ヘリコプターが巻き起こす風の影響もあることから、ある程度この広さが確保できて、そして救急車の乗り入れ可能な場所ということで宮城県、さらにはドクターヘリの運行会社、消防機関等の関係機関の協議によって選

定されているものでございます。今後、ランデブーポイントの増設におきましても関係機関が協議して候補地を選定した上で必要に応じて町内会や地域住民に説明すべきものと考えております。

（４）のランデブーポイントの安全確保への協力体制についてでございますが、塩釜地区消防本部に確認をいたしましたところ、ランデブーポイントの安全確保につきましてはドクターヘリの出動要請と同時に対応可能な消防職員によって安全確保に努めるとのことです。

次に、大きな2番のマイナンバーについてでございますが、この個人番号カードの発行状況についてお答えを申し上げたいと思います。

（１）のこのカード取得推進についてでございますが、ことしの1月からカードの交付を開始いたしまして10月から開始するところであります。この諸証明のコンビニ交付の広報にあわせて、コンビニ交付の利用に必要となる個人番号カードについても周知を図っております。個人番号カードは個人の意思によって申請、取得するものではありませんが、これからさまざまなサービスが拡充されることとなっており、引き続き広報紙による広報とともにより詳細な情報をホームページに掲載するなど、この制度の周知に努めてまいりたいと思っております。なお、個人番号カードの申請は7月末現在で3,290枚となっております。少しずつではございますが、ふえている状況にあるわけであります。

（２）申請機能付きの証明写真機の庁舎内の設置についてということですが、この個人番号カードの申請は写真を添付しての郵送のほか、スマートフォン、パソコン等による方法がありますが、御提案をいただきました申請機能付きの証明写真機につきましては、申請者の利便性の向上につながるとは考えておられますが、町単独での設置につきましては多額の費用がかかるということから町では設置することは難しいものと思っております。先ほど御質問の中で先進自治体での取り組みのお話でございましたが、今後調査研究していきたいと考えております。なお、役場庁舎近くの大型店舗において申請機能付きの証明写真機が稼働していることも確認しておりますので、町民からの問い合わせ等がございましたら紹介してまいりたいと考えております。今後も町民の皆様にはコンビニ交付の周知、利用促進とともに広報紙、ホームページ、掲示板等によって広くマイナンバー制度の周知に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） では、1点目から再質問させていただきます。

ドクターヘリランデブーポイントでございますが、宮城県の救急搬送時間は平均42分で全国ワースト5位となっております。そのような中、今回東北6県の中で一番最後にドクターヘリが導入されることになりました。ドクターヘリが出動した場合、救急車で搬送に比べると医師による初期治療開始の時間が22.2分間の短縮されます。1分1秒を争う救命救急現場では、この時間短縮によって救命率の大きな向上が見込めます。

ドクターヘリが出動した際の治療結果について興味深い報告があります。2004年度ドクターヘリで運ばれた1,592例の中で実際の死者は363人でした。しかし、陸路または水路で搬送されていたら496人になっていたと推定されています。推定値に比べ死亡率は27%減となり、社会復帰は45%増となっております。ドクターヘリの導入によって死亡率を大幅に減少させ、社会復帰の可能性を広げたことが明らかになりました。今回このようなドクターヘリが導入されることになり、時間を争う救命救急の質が向上し、今まで助からなかった命が助かるようになるのでは、後遺症軽減につながるのではと期待されております。

ランデブーポイントはドクターヘリが着陸し、救急車と合流する場所です。ランデブーポイントに着陸後、医師がその場で救命救急医療を実施します。医師が救急患者に少しでも早く接触し、救命医療を施すために少しでも多くのランデブーポイントを確保しておく必要があります。

(1) についてであります。今後の追加予定地はグランディということでしたが、グランディはコンサートなど付近の渋滞が予測されます。また、利府町のほかの3カ所の部分も加瀬沼公園も同じく、お花見シーズン、秋のシーズン、また利府中央公園も楽天2軍の試合など付近渋滞が予測されております。町としてこの部分どのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） 1番 鈴木晴子議員にお答えいたします。

こちらのランデブーポイントの運行に当たりましては、まず塩釜地区消防事務組合本部のほうへ救急要請をされた場合、そちらから救急車が出動することとなります。この出動した救急車に乗り込んだ救急救命士さんたちが、その患者さんまたは事故に遭った方々について状態を確認し、その状態によっては搬送時間を短縮しなければならないとの判断に至った場合につきまして、国立医療センターまたは東北大附属の病院のほうに連絡をいたしまして、そこで連携をとった上でそのランデブーポイントへのヘリコプターの運行という開始になる予定となっております。先ほど鈴木議員からのお話のありました、グランディ21または加瀬沼公園または葉山公園等につきましては、その辺の状況等をお互いに現場状況を確認した上

で運行開始がなされていくものと考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 次に、（2）の周知方法についてであります。答弁にもありましたように広報紙、ホームページの周知は非常に大切な手段だと思います。何の知らせもなく突然ヘリコプターが近くにおりて来たら、付近の住民の方は本当に驚くと思います。ランデブーポイント付近の住民の皆様への周知として回覧での周知も必要ではないかと思いますが、町としての考えをお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答えいたします。

周知方法につきましては、広報紙やホームページにより周知していきたいというふうに考えているところでございますが、こちらの地元への回覧等につきましては参集範囲等のエリアの部分がちょっと不明確な部分がございますので、その辺の部分につきましては周辺自治体の事例等を踏まえながら、その辺の周知方法につきまして検討させていただきたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 付近住民の皆様へドクターヘリの騒音、風などの理解をいただくためにも、先ほど町長の答弁にもありましたとおり住民説明会を開催してみてもいいと思いますが、いかがでしょうか。10月28日就航ということですので、こちらは急いでの開催が必要かと思っております。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答えいたします。

地元説明会等への考え方につきましては、そのランデブーポイントの参集範囲、各町内会単位になって足りるものなのか、それとももう少し範囲の拡大として捉えていく必要があるのか、いろいろその部分につきましては参集範囲等の問題が出てくるかと思っておりますので、その辺も各自治体の取り組み状況等を見ながら検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 広報紙やホームページの周知でございますけれども、導入自治体の中では私が調べましたところ、ドクターヘリの概要等数ページにわたり紹介しているところもありましたが、数行で終わらせているような自治体もありました。本町としても町民の皆様への御理解をいただくためにはホームページの充実が必要かと、詳細な紹介が必要かと思っておりますけれども、こちらの部分いかがお考えでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

こちらホームページの掲載内容等につきましては、県のほうからいろいろと資料等もいただきながらどういったよりよい広報、ホームページの作成をし周知を図っていったらいいのか、その辺に当たりましては県との情報をいただきながら広報、ホームページ等の内容等について充実した内容で掲載していきたいと考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） ぜひ詳細な紹介をしていただければと思います。

今現在、ランデブーポイントに設定されております4カ所ですけれども、加瀬沼公園、グランディ、利府中央公園、葉山運動場ということではありますが、どこも大きな敷地ですので実際離着陸がどの場所になるのかを住民の皆様を知っていただくことが必要ではないかと思えます。県ではランデブーポイントの環境整備を図るために宮城県ドクターヘリランデブーポイント環境整備事業補助交付金要綱を6月に定めまして、付近住民への周知を図るためのサイン看板設置に対しまして1カ所当たり50万円の上限で補助を出すことにしています。広い敷地内のこの部分とわかるように、この補助事業を活用しサインを設置してみてもはと思えますが、町としての考えをお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

県におきましては、ドクターヘリランデブーポイントの環境整備事業といたしまして、鈴木議員さんからお話しのありました補助金等を制定しているところのようでございます。今回、町内3カ所が候補地になったことを受けまして、この補助金の予算関係等の状況を県に確認しながら看板設置等に向けた整備の検討をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） グランディと加瀬沼公園につきましては、県の管理地ではありますが、ぜひ利府町として県と連携をして設置していただければと思います。この部分どのようにお考えでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答えいたします。

今回、町内3カ所の候補地につきましては、県有地または町有地ということで施設管理者が2つに分かれるものとなっているようでございます。その辺につきましても、県の担当のほう

とちょっとその辺の取り扱いにつきましていろいろと御指導またはお話し合いを持ちながら、そういった部分につきまして対応していければなというふうに思っておるところでございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 県のほうに確認しましたところ、町から、自治体から申請がありましたら検討していきたいということでしたので、ぜひ連携をとっていただければと思います。

（3）のランデブーポイントを地域住民からの推薦を受け付けては、についてでございますが、（1）でもお話ししましたように交通渋滞等を必ずその場所が使える状態とは限らないと考えることが必要だと思います。やはり、今後地域住民から推薦を受け付け、少しでも多くのランデブーポイントを確保しておく必要があるかと思えます。答弁では、県、ドクターヘリ運航会社、消防機関の協議により選定とのことでしたけれども、昨年11月の県議会でもこの旨が質問されました。県の回答としましては、地域住民から候補地の推薦があった場合には市町村を通じて状況を把握し、消防機関とともに現地調査などを実施すると答弁しております。地域住民の声も受け付けると言っておりました。先ほど申し上げました、県のドクターヘリ環境整備事業のもう一つ、ランデブーポイント相当の経費補助が500万円あります。こちらを活用することもできます。この交付金はまだ1カ所も申請がないとのことでした。救急医療体制の充実を図る上でもランデブーポイントの増設は必要だと思います。この交付金が活用できることも視野に入れながら積極的な選定を進めるべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答えいたします。

補助金の活用のお話でございますが、こちらランデブーポイント10月28日運行開始ということで町内3カ所の候補地の運行状況がどのようにちょっと利活用されていくのか、その辺の部分につきまして状況を見ながら、飛行状況を県のほうに伝え、またその辺について県のほうからどのような指導、助言をいただけるものなのか、その辺につきましてはちょっと運行状況を見ながら、またはそれを救急搬送することとなる塩釜地区の消防事務組合の本部ともいろいろ意見等をいただきながら、その辺につきましては検討する必要があるのではないかと考えているところです。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 次に、（4）の安全確保の協力体制についてでございますけれども、時間を争う救命医療ですので少しでも多い協力人員体制が必要かと思えます。山形県では、県と

してランデブーポイントの支援者講習会を開催しております。県へ講習会の開催を要請してみ  
てはと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答えいたします。

支援に対する研修会の取り扱いの件でございますが、この辺の研修の取り扱いにつきましては  
はまだ県のほうから情報提供いただいております。その辺の研修内容等も含めまして、県の  
ほうへちょっとその辺の情報提供をいただきたいと思っているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 次に、大きい2番のマイナンバーカードについてお伺いいたします。

まず、（1）のマイナンバーカード取得促進に向けての取り組みについてでございますが、  
マイナンバーカードの利用方法の1つとして、平成29年7月からマイナンバーカードがログイ  
ン手段となるマイナポータルが開設されます。マイナポータルとは、行政機関がマイナンバー  
のついた自分の情報をいつ、どことやりとりをしたのか確認できるほか、行政機関が保有する  
自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせが情報等を自分のパソコン等  
から確認できるようになるようです。今後もこのマイナポータルについては、さまざまな活用  
が検討されています。また、平成30年からはマイナンバーカードを健康保険証として利用する  
ことを可能とすることが予定されております。さらに、自治体や商店街などのさまざまなサー  
ビスを活用できるマイキープラットホームの構築など、今後マイナンバーカードの活用は多様  
化し行政的にも町民の皆様にとっても利便性の高いものになると考えられます。短期間でさら  
なる大量のマイナンバーカードを交付することを考えることが必要かと思いますが、町として  
このようなサービスに対してどのようにお考えなのかをお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（庄司幾子君） 再質問にお答えいたします。

マイナポータル等の活用方法についてでございますが、町といたしましては国の方針等に従  
いまして情報を活用してまいりたいと考えております。国のほうから情報をいただきました上  
で、利府町のほうとしてどのように活用できるのかを構築いたしまして町民の皆様のほうに情  
報の提供を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 本町としまして、先ほど町長の答弁にありましたように7月末時点で3,290

枚の申請とのことでしたが、3月定例会にて土村議員がマイナンバーについて質問した際、3月3日時点での申請数は2,507枚との答弁でした。5カ月で800枚程度の申請となります。この数字は町としてどのように捉えているのでしょうかお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（庄司幾子君） お答えいたします。

個人番号カードの交付につきましては、1月から3月にかけては1日の交付枚数が30枚から40枚程度でございました。現在は1日平均5、6枚程度になっております。身分証明書用や、それからe-Taxなど利用によりまして申請の集中については一段落を迎えたものと考えております。今後、コンビニ交付などの開始、それからまた今後行われますさまざまなサービスの拡充に伴いまして町のほうとしても広報等を考えてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 国はマイナンバーカード、平成28年度の発行目標値として3,000万枚を掲げております。この数値を本町に当てはめると、利府町としては8,400枚程度となります。先ほどの5カ月で800枚の申請の進みぐあいからですと、本町の28年度中の申請数は4,500枚程度となると思います。カードの発行にすると8月末現在2,500枚の発行ですので、28年度内の発行数もこのままですと国のカード発行目標値の半分程度になるのではないのでしょうか。このように数字的にも申請、発行について何らかの取り組みが必要になってくるかと思えます。自治体の中には、国でも提案しておりますが窓口でマイナンバーカード申請を受け付けているところもあります。この方法は、窓口で申請を受け付けることにより本人確認をその場ですることができると、マイナンバーの交付は郵送、本人限定受取郵便で受け取ることができます。町として窓口申請についてどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（庄司幾子君） お答えいたします。

窓口申請についての御質問でございますが、今現在行っておりますのが先ほど申し上げましたとおり、郵送によるもの、それからパソコン申請等によるものとして利府町のほうでは窓口として取り扱っております。郵送等につきましても、それほど難しいものではございませんし、それからあと窓口にいらしたお客様につきましても申請に関する質問に関しては丁寧にお答えいたしまして皆さん納得のいくような形で申請をしていただいておりますので、今現在は当面の間このような形で考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 本町では月に1度日曜開庁日を設けておりますが、午後1時までとなっております。町民の皆様からはなかなか月に1度の開庁日に合わせるできないとの声もあります。町として今後、時間外や土曜日、休日の開庁は考えているのかお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（庄司幾子君） 日曜開庁につきましては、多くの町民の方に御利用をいただきまして非常にありがたいとの声もいただいております。今現在、開庁につきましては9時から1時までの4時間となっておりますが、皆さんその時間内に来ていただいておりますので当分の間はこの形で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 今の2つの答弁ですと、このままですと同じような状況でマイナンバーカードの発行が進むかと思えます。町としてももう少し前向きな申請の受け付けを検討していただければと思えます。総務省の資料によりますと、企業や学校などに市町村職員が出向いて申請を受け付けるようにできるようになっておりますが、今まで町の職員が出向いて申請を受け付けたことがあるのかをお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（庄司幾子君） 利府町といたしましては、出向いて申請の受け付けをしたことはございません。個人番号カードの申請につきましては、個人の意思により取得するものでございまして、町としてもコンビニ交付ですとかそれからさまざまな利便性に乘じた形で利用拡大に向けて広報等を行っていきたいと考えております。また、電話や窓口においてカードや申請等に関する御質問等があれば資料等を示しながら御説明いたしまして、御本人の納得の上で取得ができるように努めておりますので、今後ともこのような形で取得の拡大に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） マイナンバーカードの取得促進には周知もとても大事だと思います。町のホームページでございますが、マイナンバーカードの申請について知りたい場合はサイト内検索を使わないと情報までとどり着けません。また、交付についての説明のページはないようです。交付には暗証番号の設定や必要書類など説明が必要な部分が多いかと思えます。その部

分はホームページの充実が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（庄司幾子君） 個人番号及び個人番号カードにつきましては、昨年から広報紙による広報を行ってまいりました。また、ことしの1月からはマイナンバー制度と個人番号カードの申請についてホームページのほうで掲載しております。ホームページのほうにつきましては、議員おっしゃるとおり今後コンビニ交付に向けてさらに充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 静岡県の吉田町では、この部分がとてもわかりやすく充実しているように私の調べたところとても思いましたので、ぜひ今後の参考にしていただければと思います。

次に、（2）の申請機能付きの写真機設置についてでございますが、答弁では多額の費用を要することから町としての設置は考えていないとのことでしたけれども、費用がかからなければ設置するとの考えなのでしょうかお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（庄司幾子君） お答えいたします。

申請機能付き証明写真機は確かに利便性の向上につながるものと認識しております。しかしながら、町内の数箇所に証明写真機がございまして、窓口等においても設置の要望がないことから動向を見た上で検討をしていきたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 私のほうで調べましたところ、この写真機の設置につきましてはスペースを提供するだけで設置費用、保守等全て業者が負担することになっております。設置スペースを提供した側は、電気代月2,500円程度でさらに写真機の撮影、人数分、売上分に逆に収入が入るようになっております。このような写真機ですので、多額の費用は全くかからないので、この部分は取り入れていくべきかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（庄司幾子君） 先ほど町長申し上げましたように、庁舎のすぐ近くに申請付きの証明写真機がございまして、そういったこともございまして、庁舎内に申請機能付きの証明写真機を設置することによりまして申請等の利便性が増すものとは考えておりますし、あと議員のおっしゃるとおりさまざまな方法はございまして既に庁内に設置されている機器もあることから、効果等について慎重に検討してまいりたいと考えております。なお、町長申し上げました

ように先進事例についてこれから調査研究をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 町民の皆様このような便利な写真機がありますよと私も声をかけをするのですが、大型商業施設の中にありますよとおばあちゃんとかに声をかけるんですけども、自分でそこまで行って誰も手伝ってくれなくてはできないというふうにお話しされております。やはり、ひとりで機械の操作、本当に特に高齢者の方などは無理だというふうに諦めてしまっております。この写真機が窓口の近くにあれば困ったときに職員の方に助けてもらえる、安心して申請できるというふうにあります。この部分、どのようにお考えでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（庄司幾子君） お答えいたします。

証明写真機の操作についてでございますが、こちらのほうは比較的簡単なものとしてこちらのほうでは確認しております。また、申請に係る操作につきましては、個人の情報を本人が確認しながら行うものであることから、御本人の責任のもとに行っていただくことが原則と考えております。役場近くの利便性の高い場所で稼働しておりますので、そちらの御利用を勧めるとともに、また先ほども申し上げたとおり先進事例を研究してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 本当に簡単ではありますけれども、高齢者の方は機械に向かっただけで操作がわからなくなるという部分がありますので、やはりマイナンバーカードは国としての施策でありますので、町として後押しするにも設置が必要かと思っておりますので前向きな検討をしていただければと思います。

以上、2点について質問をさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（櫻井正人君） 以上で1番 鈴木晴子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

再開は13時45分といたします。

午後1時34分 休 憩

---

午後1時42分 再 開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 小淵洋一郎君の一般質問の発言を許します。小淵洋一郎君。

〔4番 小淵洋一郎君 登壇〕

○4番（小淵洋一郎君） 熊本地震で亡くなられた方々、また先週の台風10号で亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、東北と熊本の一日も早い復興を願っております。もし、台風10号が宮城県を直撃していたならば、岩手県と同じような被害が発生していたことと思います。安心して安全な暮らしをまちづくりをするのは行政の責任と考え、4番 小淵洋一郎が一般質問をいたします。

初めに、熊本地震の教訓を生かせ。

昨年12月の定例会で長町利府断層直下型地震が発生した場合、本町でも甚大な被害が発生することを警鐘し、本町における長町利府断層直下型地震対策について一般質問しておりますが、まさに内陸直下型地震がことし4月熊本県で発生しました。そして、大地には亀裂が走り大きな段差ができ、活断層上の多くの家屋、建物が倒壊しました。東北地方に関して言えば、5年半前の東日本大震災で陸側プレートが大きく破壊され巨大津波が発生し、太平洋側沿岸部の土地は1メートル沈下しております。ところが、5年半経過した今、沈下した土地が逆に40センチ隆起していることであります。この現象を皆さんいかに考えますか。政府の地震調査研究推進本部は8月19日活断層の危険度を示す方法を見直し、4段階にランク分けしました。これは発生する確率が低いと安心することなく、常に起こり得ることと想定しておくことが必要という観点からの見直しです。本町に走っていると言われる長町利府断層はランクAです。今回の熊本地震の教訓で言われていることは、熊本では大きな地震はないだろうという意識であります。地震が少なかったことで家屋、建物の耐震化が進んでいなかったこと、応急危険度判定がおくれ、危険な家屋に戻って生活した方々が2回目の地震で犠牲になったことが挙げられます。それを踏まえ、昨年12月の定例会での一般質問から視点を変え再び伺います。

1、平成26年3月利府町防災会議が策定した利府町地域防災計画地震災害対策編の中、職員の配備体制について町は地震により災害が発生し、または発生するおそれがある場合には迅速に災害応急対策を推進するため、または優先度の高い通常業務継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を配置、動員し、その活動体制に万全を期するものとする。このため、平常時から各組織の配備、動員計画や事業継続計画BCPを定めておくこと記述しておりますが、現在本町では風水害等災害対策、地震災害対策、国民保護対策等及びテロ対策等を専門にしている部署がないように思いますが、いかがでしょうか。

2、毎年実施している6.12総合防災訓練はマンネリ化していないでしょうか。

3、山形県では活断層西側の50メートルの範囲に建設された県有の6施設について、非公表としていた方針を4月下旬に撤回し施設名を公表しました。また、仙台市でも市内を走る長町利府断層付近の9施設に関し耐震性を改めて検討し、必要なら対策を講ずるものという考えです。このように活断層上及び活断層に建設する公共施設の耐震化、移転及び新規建設の是非について論議されておりますが、本町として今後予定している文化複合施設の建設にあたり考慮している事項についてはどうでしょうか。

4、熊本地震では応急危険度判定の遅れで多くの方々が犠牲となり、建物被害判定、罹災証明の発行をめぐる震災後の復旧・復興に影響を及ぼしておりますが、本町の体制はどうなっておりますか。

5、電気を起因とする火災を防止するため、感震ブレーカーなど本町としての施策はどうなっておりますか。

6、利府町地域防災計画新災害対策編では、揺れに強いまちづくりの推進、耐震化を推進するための環境整備が記述され、また利府町耐震改修促進計画に基づき逐次耐震化が進んでいると考えます。町民個人が自己所有の家屋の耐震工事を行いたい場合、町の現状はどうなっておりますか。

2点目であります。

2020年東京オリンピックサッカー会場としての本町の取り組みについて。

2016年リオデジャネイロオリンピックは感動と涙のうちに終了しました。いよいよ2020年の東京オリンピックに向けた準備が本格化しています。日本のおもてなしの心、東日本大震災から9年後の復興の状況を世界にアピールする絶好の機会と捉え、サッカー会場予定地となっている本町の取り組みについて伺います。

1、東京オリンピックサッカー会場を担当する自治体としての任務、すなわち地位、役割はどうなっておりますか。

2、ひとめぼれスタジアム、グランディ・21周辺の治安対策、交通対策について今後の動向はどうなっておりますか。

3、東京オリンピックホストタウン構想、つまりオリンピック・パラリンピックに参加する海外選手と地域住民の交流を促進する構想があります。本町としての取り組みについてどうなっておりますか。

4、ひとめぼれスタジアム、グランディ・21は昨年嵐のコンサート等、最近では多くのコンサート、イベント等が開催されるようになっております。しかし、本町にはホテル等の宿泊施

設が少ないのが現状です。4年後の東京オリンピック本番、その前には東京オリンピックプレ大会、交流行事等の開催が予定されます。それらを踏まえると役員、選手団、ボランティア及び試合観戦の来場者が会場近くに宿泊できる施設、ホテル等が必要と考えますが、本町としてホテル等の進出を誘致する考えはないか。また、広域の観点から宿泊施設を有する松島町などとの連携をどのように考えているか。

以上、10点について伺います。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1、熊本地震の教訓を生かせ、2、2020年東京オリンピックサッカー会場としての本町の取り組みについて、いずれも町長。

○町長（鈴木勝雄君） 4番 小淵洋一郎議員の御質問にお答えを申し上げます。

第1点目の熊本地震の教訓を生かせ、についてであります、（1）のこの風水害、地震災害、国民保護及びテロ等の災害対策を専門としている部署についてでございますが、現在の組織体制におきましては生活安全課防災安全班が担当しているところでございます。地域の防災計画において、その災害規模に応じて防災安全班を中心に非常時の配備体制を整えまして災害対応に当たることといたしております。

（2）のこの6.12総合防災訓練についてであります、訓練内容につきましては、平成27年度の総合防災訓練から参加者みずからが実体験できる訓練種目に主眼を置いて、小学校を訓練会場とすることで児童や保護者、教職員、さらには学区内の町民を中心に多くの参加を得て実施してきております。今年度は、しらかし台小学校を会場に登校時の地震発生を想定した訓練を実施いたしまして防災に対する意識の高揚を図っているところでございます。今後とも訓練種目につきましては、利府町内ぐるぐる会場を回っておりますが、会場となる学校、利府消防署等の関係機関と協議して災害時において有効な訓練となるように取り組んでまいりたいと考えております。

（3）の文化複合施設建設の際の考慮についてのお尋ねであります。現在、基本設計を策定しているところの中で建設場所の地質調査及び軟弱地盤の解析のために6カ所のボーリング調査をしたところ、基盤となる地層を構成する岩盤がほぼ同じ高さにあったことから敷地内に活断層が存在する可能性は少ないという結果が出ております。しかしながら、文化複合施設は災害時における防災機能に配慮した施設であり、町内の広域的な避難施設として建築基準法により構造計算で安全を高める場合に規定する数値の1.25倍の強度を持った、より安全な耐震設計で検討しているところであります。

（４）の応急危険度判定及び建物被害判定、それから罹災証明書発行の体制についてのお尋ねであります。まず初めに、応急危険度判定でございますが、余震による建物の倒壊などから人命にかかわる２次的災害を防止するために実施するもので、その際には町から宮城県に対し支援要請を行いまして県内の建築団体や全国の各種団体の支援を受けまして、応急危険度判定を実施することとなります。次に、建物被害認定調査及び罹災証明書の発行体制についてでございますが、建物被害認定調査につきましては、被災者の生活再生支援法等による被災者への各種支援あるいは税の減免等に必要なる罹災証明書を発行するために家屋の被害程度を調査するものであります。その体制につきましては、町職員２人から３人でチームを編成して複数のチームによって調査を行うこととしております。

（５）の電気を起因とする火災防止施策についてでございますが、感震ブレーカー等は大規模の地震発生時において電気を起因とする火災に対して一定の抑止効果を有するものと理解をしているところであります。しかしながら、設置に関する補助制度あるいは支援制度を創設している自治体は、国から地震時等に著しく危険な密集市街地の指定を受けている横浜市や杉並区など、ごく一部の自治体にとどまっております。本町は指定を受けていない状況にあります。また、この感震ブレーカーの普及につきましても余り進んでいないことから、国において内閣府、消防長、経済産業省の連携のもとに大規模地震等の電気火災の発生抑制に関する検討会を立ち上げまして平成27年度３月に感震ブレーカーの今後の普及方策等に関する報告書が取りまとめられました。平成28年３月感震ブレーカーの普及に向けた取り組み状況を公表したところであります。しかし、設置に関する法整備がなされていない状況でありますことから、今後国の動向に注視していきたいと考えております。

（６）の自己所有家屋の耐震工事に対する現状についてでございますが、利府町では平成15年度から戸建て木造住宅の地震に対する安全性の確保あるいは向上を図り、地震に強いまちづくりを推進することを目的といたしまして、国、県、町からの補助金を交付して木造住宅耐震診断や木造住宅の耐震改修工事を進めているところであります。この事業は、昭和56年の建築基準法改正前の基準により建築された戸建ての木造住宅を対象しているもので、現在まで125戸の住宅が耐震診断を実施しております。この耐震診断結果に基づきまして32戸の耐震改修工事を実施しているところであります。また、東日本大震災の影響によりまして建てかえを行った住宅もあることから、本町の耐震化は着実に進んでいるものと考えられます。今後もさらなる木造住宅の耐震化を促進するために、耐震化に関する情報をホームページや町の広報紙に掲載して周知していきたいと考えておりますから御理解をお願いしたいと思います。

次に、大きな2点目の2020年東京オリンピックサッカー会場としての取り組みについてでございますが、（1）から（4）までは関連がございますので一括してお答えを申し上げたいと思います。

初めに、2020年の東京オリンピック競技大会の企画、運営、調整等の全てを行っている公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会の組織委員会において、現時点で決定している事項はサッカー競技の会場の1つとして宮城県のひとめぼれスタジアムを予定しているということのみであります。具体的な試合日時あるいは開催される試合数等は正式に決定していない状況にあります。今後、この組織委員会において利府町での開催が正式に決定され、詳細な実施内容が示された上で治安対策や交通対策から近隣市町との広域的な連携や、地域住民との交流事業等を検討していきたいと考えております。なお、ただいま小淵議員も御承知のとおり、これまで本町において2001年の第56回国民体育大会新世紀みやぎ国体の開催、さらには2002年の日韓ワールドカップの開催など、さまざまな大規模なスポーツ大会を経験してきております。このときと同じように、本町を訪れる国内外の全ての方々に対しておもてなしの絶好の機会と捉え、万全の体制を築けるように関係機関と調整していきたいと考えております。

また、ホストタウン構想は自治体がオリンピック競技のキャンプ地として登録して、選手と地域住民が交流を深めるものでありますが、サッカー競技の会場予定地でありますこの利府町といたしましては、大会の準備期間と重なることから、このホストタウンに登録することは大変難しいものと認識しております。

最後に、ホテル等の誘致についてであります。議員御指摘のとおりこの都市計画法などさまざまな法律による規制があることから、本町には大規模なホテル等がありませんが、今後仙台市あるいは松島町など近隣市町村との連携、ホテル等の企業誘致も含めて多角的に検討していきたいと考えておりますので、御理解をお願いを申し上げたいと思います。

以上であります。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。小淵洋一郎君。

○4番（小淵洋一郎君） では、逐次再質問をさせていただきます。

まず、1について、県レベルでは危機管理監等を置き、危機対策課等を組織して知事をサポートしております。また、県内、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、栗原市のように危機管理監等を置き、危機管理を行っております。自治体の多くは、防災課、防災安全班等で危機管理を所掌しているのが実態のようですが、東日本大震災のときを考えてみてください。連続した状況の中で、現有、今いる職員で何日も何日もオペレーションをすることを考えると、本町

の防災安全班にいる職員6名で、もしくは生活安全課の職員12名でもって災害対策本部の核となり在外対応に当たることを考えると、マンパワーが不足するように思えます。なぜなら、健康な人なら3日間は不眠不休、寝ずにオペレーションできます。それ以上は結構無理があります。長期間にわたるオペレーションでは、交代して休養をとり、体力を回復させ継続して任務を遂行しなければなりません。これらを考えると、生活安全課を増員して強化する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） 4番 小淵洋一郎議員にお答え申し上げます。

生活安全課の課員といたしまして増員、こちらを待ち望むところではございますが、今現在災害時におきましては、町においては組織体制がもう防災計画の中で定められておりますので、そちらの計画を履行し、その中で各課または各課員により、連携により何とか町民の災害に対する不安であったり恐怖感であったり、そういった部分につきまして取り除く工面をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（鈴木勝雄君） ただいまの防災安全班の職員の配備の増員の件であります。利府町の場合は、例えば何か大きな事件があったら担当課だけではなく全職員が対応する対応を進めております。したがって、5年前の大震災では全職員が、私も含めて不眠不休で10日間泊まり込みです。そういった意味で、今小淵議員が5、6人、12人の職員で大丈夫かという件については、これまでの経験上、全職員が真摯に担当職員になったつもりで不眠不休で仕事をしますから、その辺は御理解をお願いします。したがって、我々の規模の町村では十分間に合うと思っております。

○議長（櫻井正人君） 小淵洋一郎君。

○4番（小淵洋一郎君） 全職員でやるということは、私は常々承知しております。そこで、ちょっと視点を変えますけれども、東北6県の危機対策課等には退職自衛官が防災監等として勤務しております。また、仙台市、多賀城市、石巻市、岩沼市及び大衡村に退職自衛官が防災監または防災担当職員として活躍しております。彼らは長い自衛官経験で培った防災危機管理に関する知識と経験を有しているほか、総監部、避難司令部等で部隊を運用し、また中隊長として実際に災害派遣現場で活躍した指揮官としての経験もある者です。自治体に配置すれば即戦力として必ず役に立つ人材です。昨年、退職自衛官の有用性が認められ、内閣府では地域防災マネージャー制度を創設いたしました。この制度により、防災危機管理課程を修了した退職自

衛官、これは佐官級以上でございますが、自治体が採用した場合、その人件費年額340万円を限度として50%の特別交付税の交付対象となります。例えば、給与40万円で採用した場合、うち20万円は国から交付金が活用できるわけです。この制度の創設を受け、平成29年度から名取市、南三陸町が新規に退職自衛官を防災担当職員として採用する予定です。今は、本町の危機管理は手腕のいい鈴木町長がいらっしゃるから大丈夫だと言われるかもしれませんが、将来を見据え、組織を強化しておくことも町長の責任と考えます。本町でも危機管理監の専門官として退職自衛官を採用する考えはありませんか。町長に答弁願います。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（鈴木勝雄君） 小淵議員の御質問にお答え申し上げます。

この件については、以前及川議員からも自衛隊の退職者を採用しなさいという御質問を受けました。確かに自衛隊の皆様方が災害対応に非常に大きな力になるわけでありますが、ただ本町の小さい自治体におきましては、例えば消防、警察、それから自衛隊出身者、その対象者の中からその危機管理監担当を選んでおります。今は消防本部からあの部署については、特に全て消防防災いろんな面において前の元七ヶ浜消防署長ですか、今の担当は、そういうふうに身近なところで活躍して、災害だけじゃなくて救急も火災もいろんな包括的な役目として消防出身者をあそこにポストしている。したがって、災害専用であれば自衛官にぜひお願いをしたいところではありますが、少ない予算で2人も3人もというふうにはいきませんから、とりあえず今は消防本部から経験者をお願いしているということでございます。利府町も少し規模が大きくなって災害が危惧されるときには、ぜひ自衛隊からもその部署についてお願いしなければなりません。現時点では職員定数が決まっているわけですから、そういった意味で御理解をお願いしたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 小淵洋一郎君。

○4番（小淵洋一郎君） では、（2）について質問いたします。

6月19日にしらかし台小学校で実施した総合防災訓練は、緊急速報メールの送信、避難誘導、初期消火、炊き出し訓練等のほか学童の登校時地震発生を想定し通学路での初期行動を確認する訓練が実施され、翌日の河北新報で登校時の避難万全という記事が掲載され、本町としていろいろ趣向が凝らされた取り組みであると感じました。しかし、災害が発生し何を最優先すべきかを考えてください。今回の訓練を見て感じた点は、救護所の運用です。多くの救護員の方がいたにもかかわらず出動する場面が少なかったことです。人間の命は72時間がリミットです。家屋の倒壊や土砂崩れで生き埋めになったら一刻も早く救出して救護処置することが重要で

す。訓練会場では多くの方々が見学されておりましたが、その方々にさまざまな負傷者になってもらい参加してもらうことも一案と思います。その際、災害の医療救護活動に関する協定を本町は社団法人宮城県塩釜医師会と提携しております。総合防災訓練に医師及び看護師に参加してもらい、訓練会場でトリアージをして救護、患者後送等を行う実践的な訓練をすることもよいと思います。日ごろから総合防災訓練に医師及び看護師を派遣してもらうことは、緊急時に速やかな連携が確立できると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

6.12防災訓練の関連の御質問でございます。こちらにつきましては、これまでと昨年より訓練内容等につきまして見直されてきておまして、実体験のできる、より災害時に役の立つような内容のものを訓練内容としていろいろ取り組んできております。昨年の三小におきましては親御さんへの受け渡し、また、しらかし台におきましては先ほど議員さんからお話のありましたとおり通学時での災害時の体験等による学校までの避難、または自宅への戻りによりまして保護者と学校と一緒に避難所へ移動するというふうな内容として今まで進めてきております。また、議員様からの御提案のありました医師または看護師に合同による救護活動への防災訓練につきましては、まだそちらの部分にまで至っていない訓練内容ということでございますので、その辺につきましては消防事務組合本部からの指導も受けながら、その辺のレベルアップのものについてどのような手段がよりよいものになっていくのか、その辺も含めて検討課題として取り扱っていきたいと考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 小淵洋一郎君。

○4番（小淵洋一郎君） 先ほどドクターヘリのランデブーポイントの話が鈴木議員から出されました。私の前職はヘリコプター部隊で、付言するとヘリのパイロットは未知の土地に着陸するとき結構緊張します。防衛省は場外着陸場として、飛行場以外のところなんですけれども、着陸可能な場所を全国各地に選定しておりますが、場外着陸場での離着陸訓練はなかなか実施できていないのが実態です。ドクターヘリの場合は常に出勤できる態勢で待機している関係から、なかなか総合防災訓練の参加は要請してもかなわないと思います。しかし、陸上自衛隊のヘリコプターであれば保有基数も多いので、時期が合えば総合防災訓練への参加はできるものと思います。総合防災訓練に陸自のヘリの参加を要請し、ランデブーポイントでヘリの安全確保を担当する消防団員、町職員にヘリコプター進入時の着陸誘導でヘリの特性、ダウン・ウォッシュの影響等を経験することも有効な訓練だと思います。また、参加したヘリによる患者輸

送、被災者空輸等の共同訓練の取り入れも実践的な訓練となりますがいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

ドクターヘリ等にかかわる自衛隊へのヘリコプターを利用した防災訓練への取り組みということでございますが、こちらにつきましてもかなり高レベルな災害体制をもって、その辺の住民への周知であったり、その辺の消防事務組合さんとの連携であったり、消防団との連携であったり、かなりレベルの高い訓練内容になってくるかと思ってお話を聞いておりました。そういった部分につきましても、今そういったヘリコプター空輸による訓練内容等にまだ至っておりませんので、その辺の部分につきましても関連近接自治体の取り組み状況等も見ながらその辺については検討していきたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 小淵洋一郎君。

○4番（小淵洋一郎君） では、3番の再質問をします。

地質調査の結果、ボーリング系調査の結果、岩盤は均一だということでよかったと思います。2008年6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震は、横揺れ成分を含む逆断層型地震でありました。岩手県一関市巖美町では、観測した地震加速度は4,022ガルと言われております。これは観測史上最大です。地震加速度を用いた例としましては、現在女川原発が耐震基準を見直し、580ガルから1,000ガルに変更しました。想定されるマグニチュード、繰り返し揺れの考慮もしなければなりません、活断層地震は地震加速度の大きさも考慮すべきと考えます。580ガルに設計しなければいけないとは言いませんが、今後文化複合施設を設計するに当たり地震加速度を考慮すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（小幡純一君） 地震加速度でございますが、私も余り聞きなれない言葉で申しわけありませんが、文化複合施設につきましては国で定めます数値というふうなのがございまして、社会教育施設というふうなこともありまして避難所にも使うというふうなことで、先ほど町長が申しあげましたように既定の数値に1.25を乗じたような設計というふうなことで、大きな地震が来ても大丈夫なようにつくってきたいなというふうなことを思っております。

○議長（櫻井正人君） 小淵洋一郎君。

○4番（小淵洋一郎君） では、4番について。

県に要請して実施すると言われましたけれども、今回の熊本地震では罹災証明をめぐり建物被害の1次審査を不服として2万件以上の2次審査要求がありました。これは審査判定によっ

て公的支援に差が出るからであります。本町において、建物被害判定のできる職員、2から3人で複数チームと言われましたけれども、どのくらいいらっしゃるのでしょうか。また、今後職員をどのように養成していくのか教えてください。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。税務課長。

○税務課長（高橋徳光君） 4番 小淵議員の御質問にお答えします。

前回の東日本大震災の当時なんですけど、詳細には2人から3人ということで最大で7組ほど、職員で181人体制ということでかなりの職員が体制に加わったということで、判定におきましては、固定資産税経験者を中心に行ったということでございます。それで、今後そういう大規模な震災が起きた際には、同様にこのような体制をとっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 小淵洋一郎君。

○4番（小淵洋一郎君） 5番の感震ブレイカーについて、わかりましたので飛ばしまして、6について質問いたします。

本町の木造住宅耐震助成事業で対象となる住宅については、昭和56年5月30日以前3階建ての建物とされておりますが、対象住宅はかなり限定されるかと考えます。なぜなら多くの住宅は平成以降の団地造成により建設されたものが多いからです。昭和56年の建築基準法施行令の改正は53年の宮城沖地震の経験から、そして平成7年の阪神・淡路大震災により建築基準法及び同施行令が改正されております。今回も熊本地震を契機にまた改正されることとなります。5年半前、東日本大震災で本町も3月11日及び4月7日に震度6弱の揺れを受けております。住宅には目に見えないダメージがあるはずですが、木造住宅診断を受けることにより、危険の除去及び不安の払拭は安全・安心につながるものと考えますが、本町の木造住宅耐震診断助成事業の対象を変更する考えはありますか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） 4番 小淵議員の御質問にお答えします。

現行制度の対象住宅を変えてはということでございますが、この制度につきましては国の補助事業でございます。先日、新聞報道でもありましたが、それに基づく耐震化ということで補助金をいただいている事業でございますので、町としてはその制度に活用して本町の耐震化を引き上げていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 小渕洋一郎君。

○4番（小渕洋一郎君） 熊本地震耐震化が不十分であった教訓を踏まえ、8月22日国土交通省は住宅の耐震改修に対する補助金を30万円上乘せしたということであります。本年度の2次予算が通過すれば有効な施策となりますので、本町ではどのように反映していくかお願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） お答えいたします。

議員御指摘のように8月22日に新聞報道で耐震化率を引き上げるために国で補助金を増額するという内容でございました。現在の制度につきましては、基本工事費の3分の1が国と町からの補助金で賄われております。限度額が国、町合わせて30万円ということでございます。今回、国が補助金を引き上げるという内容につきましては、国が今現在負担している15万円に30万円を上乘せして国の負担が45万円になる、それに町の補助金を合わせまして改修耐震化率を上げるという制度でございますので、詳細につきましてはまだ国のほうから通知が来ておりませんが、いろんな条件も何かあるようでございます。取り組みが積極的な自治体について適用するというような内容も新聞報道でございますので、その辺の状況も確認しながら有効な手段だと考えておりますので活用できればというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 小渕洋一郎君。

○4番（小渕洋一郎君） 今回、熊本地震の教訓を踏まえ、長町利府断層直下型地震に対する対策について伺いました。国土地理院の都市活断層図仙台2版で発表している長町利府断層については、詳細を国土地理院に確認したところ岩切地域以東の利府周辺、西東北端の評価は進んでいないということでありました。参考になるのは、地質調査研究推進本部の主要活断層の長期評価や産業技術総合研究所の活断層のデータベースです。過去には未知の断層による地震が大きな被害を発生しております。東日本大震災以降、日本の地殻変動、内陸直下型地震の発生、火山の活発化等を見過ごしてはならない現象だと思います。ふだんからBCP事業継続計画を定めておくことが重要です。熊本県のある自治体の役場の例を教訓として、本町の庁舎が地震で機能を発揮できなくなったことを考え、あらかじめバックアップ施設を考えておくべきだと思います。

続きまして、2020年東京オリンピックサッカー会場としての本町の取り組みについて、順次再質問いたします。

1について、東京オリンピックサッカー会場を担当する自治体としてのおもてなしの環境を整えるということが重要だと思います。あと4年の期間でできることはやるべきだと思いますが、そこで今後ボランティア団体の育成、特に通訳ボランティア、英語、フランス語、スペイン語等の育成確保についてどのように考えておりますか。

○議長（櫻井正人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石川洋志君） 4番 小淵洋一郎議員の再質問にお答えをいたします。

ただいま、ボランティアの関連で御質問でありますけれども、まずボランティアにつきましてはオリンピックの開催都市でございます東京都が中心となりまして、今現在東京都のほうでボランティアについては検討されているということを知っております。その中で、東京都としてはボランティアは共同開催都市、宮城県、神奈川県等が共同開催地になるわけですが、それらの都市についても同一な状況でボランティア活動を実施したいというふうな意向のようでございます。例えば、ユニフォームでありますとか、待機所、あとはのぼり旗、そういったサインなども共有していきたいということでもありますし、またボランティア活用方法なども東京都を中心として統一化を図りたいというようなお話があるようでございます。しかしながら、まだ実際的な詳細の部分、先ほど町長が答弁申し上げましたとおり、本町でサッカー会場の候補予定地になっているということのみが正式に決定しているわけでありまして、詳細の部分についてはこれからオリンピック委員会、あとは政府機関、あとは宮城県、そういったところで決定されますので、おのずとボランティアのほかいろんな部分において決定された場合に本町の役割等々が明確になってくるのかなというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 小淵洋一郎君。

○4番（小淵洋一郎君） では、質問を変えます。

（2）まだまだ計画が見えないのが現状だと思います。本町は2001年の新世紀みやぎ国体、2002年のFIFAワールドカップサッカー会場となり、大きな大会を2回開催され、当時の大会を経験された鈴木町長、役場職員も何人かいらっしゃると思います。当時のノウハウがあるからといって4年後も安心することなく治安対策、交通対策を進めていくべきと考えます。交通対策について言えば、今回、利府町地域公共交通会議にJRのメンバー岩切駅長が加わったと伺いました。地域公共交通会議の中で4年後の東京オリンピック、来年のインターハイ、オリンピックプレ大会等を見据え、JR利府線の増便の働きかけをしてはいかがでしょうか。お願いします。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（小幡純一君） お答えいたします。

J R等の増便の要請でございますが、先ほど申し上げましたようにまだ詳細とか決まっておりますが、その状況に合わせまして臨時便の要請なりそういったものも働きかけていくような形になるかと思っております。

○議長（櫻井正人君） 小淵洋一郎君。

○4番（小淵洋一郎君） 3番のホストタウン構想について、ホストタウン登録は大会準備と重なって厳しいと言われました。そこで質問します。4年に一度のオリンピック、次は50年以上も先の話とを考えてください。オリンピックが母国日本で開催されるのは一生に一度のことでしょう。2度経験できる方はまれな方だと思います。ホストタウン構想は、既に第1次、第2次募集が終了し全国で91の自治体が登録されました。宮城県では仙台市がイタリア、蔵王町が福島の常陸大宮市と連携してパラオの合宿に向け動き出しました。4の質問で言っている広域連携との観点で宿泊施設が数多くある日本三景松島との連携も一案と考えます。今後11月の3次募集、その後の4次募集にホストタウンとして応募する考えは、もう一度お願いしたいと思えます。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（鈴木勝雄君） 小淵議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、ホストタウンとして各地で名乗りを挙げているわけではありますが、我々利府町はまさにオリンピックのメイン会場であります。そういった意味で、F I F Aワールドカップサッカーの例をとりますと、全部利府町の多目的運動公園、県のサッカー場全て練習会場を押さえられてしまう。ということで全く使えないという状況がありました。そういったことから、もし利府町でオリンピック会場となった場合、全ての利府町のこのホストタウンとして使えるべき可能性のある地域は全部オリンピック委員会に押さえられてしまってどうにもならない状況にあるという。そういうことを御理解していただきまして、我々はオリンピックのメイン会場としての成功に向けて努力するのが一番のベストじゃないかなというふう実感しているところであります。

○議長（櫻井正人君） 小淵洋一郎君。

○4番（小淵洋一郎君） わかりました。

では、4番。ホテルについて、ちょっとお話しします。利府町はいろいろな施設ができとてもよい環境になりました。今後、本町にあればよい施設としてやはり多くの方が宿泊できるホ

テル、そして大きな宴会ができるホールを持っていけばなおよいと思います。本町は利府塩釜インターを初めとする4カ所のインターチェンジがあり、宮城県内でも自動車交通では恵まれている環境であること。また、新中道地区を開発を考えると大規模商業施設の進出を並行して多くが宿泊できるホテルを誘致するのが今がチャンスと考えます。東京オリンピックホストタウン、これは難しいかもしれませんが、ここでホテルが建設する可能なタイミングとしては今ではないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（鈴木勝雄君） まず、利府町は残念ながらホテルがないのが来町者の方が一番心配されるのは私も十分承知しています。その要因として、まずは仙台に電車で15、16分で行っちゃう、しかも選択肢がいっぱいある、近くに国分町があるということで、なかなか利府町にとどまって私は泊まるという方は、もう1点経営者から見れば大きなイベントではお客さんがあふれますが、そのイベント終わったら誰が泊まるんだと、これが一番の難点であります。そういったことから、ホテル業者についてはいろいろ当たっておりますが、平均的に稼働率が悪い利府町の場合、予想される、利府町については経営感覚的には非常に難しいのではないかと、再三当たっておりますが、ですから年間を通して観光地のように稼働率がいい場合はどんどんホテルも進出するんですか、利府町の場合、果たして誰が泊まるか、宮スタ、グランディに来るお客さんそのときは、嵐が来てもあふれるくらい泊まるかもしれませんが、嵐が去った後は本当に閑古鳥より非常に、素人考えてもそうです。なお一層我々もいろんな機会に、ぜひビジネスホテル、よくインター付近にあるビジネス系列会社、あの辺にも当たっているんですが、そこまでまだ利府町に進出するというまだ確証まで至っておりませんので、引き続き努力をして、あともう1つは、私は利府町の人たちはみんな塩釜、多賀城、松島にコンベンションですね、忘年会、役場職員もですが同窓会、何でもみんな町外に行く、そういった利府町内でできるコンベンション機能のあるホテルもほしいなということを私も念願しております。したがって、小淵議員の念願と私の念願は同じでございますから、何とかして機会あるごとに要請して、そのかわり建ったらみんなで利用してほしいなと、国分町じゃなくて塩釜に行かないで、というふうにして努力をしていますから御理解をお願いしたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 小淵洋一郎君。

○4番（小淵洋一郎君） 東京オリンピックまで4年を切り、今後準備が進められると思いますが、地域と海外選手との交流を深める、今なすべきことを明確にして後手に回らないように申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（櫻井正人君） 以上で4番 小淵洋一郎君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。

再開は14時45分といたします。

午後2時31分 休 憩

---

午後2時44分 再 開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 安田知己君の一般質問の発言を許します。安田知己君。

〔5番 安田知己君 登壇〕

○5番（安田知己君） 5番、共産党議員団の安田知己です。きょう最後の一般質問になりますので、皆さんお疲れでしょうがもう少しおつき合ください。

質問通告は3つあります。通告順に質問していきますので、よろしくお願ひします。

1、子供の貧困対策について。

2012年3年ごとに発表される日本の子供の貧困率は16.3%、6人に1人となり過去最悪の数字になりました。日本の子供の貧困率は、OECD加盟国34カ国の中ワースト10の深刻さであります。中でも深刻なのはひとり親世帯で、その貧困率は54.6%にも及びます。貧困率が急増する背景には、政府が進めてきた雇用、福祉、社会保障の切り捨てによる貧困と格差の拡大が考えられます。そこで以下、町長の考えをお聞きします。

（1）2013年に子供の貧困対策の推進に関する法律が制定され、2014年8月に子供の貧困対策に関する大綱についてが閣議決定されました。町としてどのように受けとめているのでしょうか。

（2）子供の貧困化の実態をどのように把握しているのか。また、どういう対策を検討しているのか。

（3）法施行から2年以上が経過し、全国の自治体では具体的な取り組みが始まっています。利府町も早急に取り組むべきではないでしょうか。また、事業が複数の所管にまたがるので、横の連携を強化するためにも子供の貧困対策班を設置してはどうでしょうか。

2、学校の指導方針について。

学校教育は、全ての国民に対してその一生を通ずる人間形成の基礎として必要なものを共通に習得させるとともに、個人の特性に応じて豊かな個性と社会性の発達を育む最も組織的、計画的な教育の制度であります。町内の保護者から、昨年学校で子供たちが教室内で勝手な行動

をして先生の指導に従わないために授業が成り立たず、集団教育という学校の機能が成立しない状態が続いていたと相談がありました。今後このようなケースが起こった場合どうするか、以下教育長にお聞きします。

（1）本町の学級崩壊の定義と発生件数はどうか。

（2）今後、学級崩壊などがあった場合はどのように対応するのか。

（3）学級崩壊のため、学力面で不安が残る子供に対してどうするのか。

（4）学級崩壊は先生が子供たちと信頼関係が崩れたときに起こる可能性があります。そのような状態では、いじめや不登校が起こる可能性が考えられます。学級崩壊がいじめや不登校につながるのではないか。

（5）学級崩壊の防止や細かい教育を行うためにも全ての小中学校で30人程度の学級編成が可能となる教員配置を考えてはどうか。

（6）学級崩壊のとき、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーはどのように活用されたのか。

### 3、空き家対策について。

全国で空き家は年々ふえ続けています。その数は、空き家数約820万件、空き家率13.5%、7件に1件の割合であります。国の調査によると空き家の半数以上が親の死亡などによる相続によって生じたとあり、空き家を放置する理由は解体費用をかけたくないなどが主な原因となっています。利府町でも高齢化などで空き家はふえる傾向にあります。ここで以下、町長の考えをお聞きします。

（1）現時点で危険を及ぼしている管理不全の空き家の状況はどうか。

（2）空き家問題は、単に撤去して解消するのではなく有効活用したほうが町にとって効果が大きいと考えます。空き家情報バンク事業や空き家改修補助金事業を考えてはどうか。

（3）管理不全の空き家では、雑草が多くなり、害虫の増殖や放火による火災の危険性、景観の悪化などの問題が起きています。周辺住民の声を聞き、所有者等を支援し問題解決のために全力で取り組むべきではないか。

（4）空き家の撤去が進まない理由として、解体費用に加え撤去後に固定資産税が6倍になる問題が挙げられます。自力で解体できない人の費用の支援や、空き家撤去後の固定資産税の軽減も検討してはどうか。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について、当局、答弁願ひます。

1、子供の貧困対策については町長、2、学校の指導方法については教育長、3、空き家対策については町長、初めに町長。

○町長（鈴木勝雄君） 5番 安田知己議員の御質問にお答えを申し上げます。

第1点目の子供の貧困対策についてのお尋ねでございますが、（1）の子供の貧困対策に対する町の受けとめ方についてのお尋ねであります。

平成26年の8月に閣議決定された子供の貧困対策に関する大綱に掲げられたように、全ての子供の将来が生まれ育った環境に左右されず、子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現に向けた取り組みについては、本町としても大変重要な課題であると捉えているところでございます。ことし3月に宮城県では、子供の貧困対策の推進に関する法律を受けまして、宮城県子供の貧困対策計画を策定しておりますが、その内容につきましては、ついこの間市町村に示されたばかりであります。今後、本町としても国の大綱や県の計画に沿い、また町の実情を踏まえた上で子供たちの発達や成長段階に応じた対策が必要であると考えております。

次に、（2）と（3）の子供の貧困化の実態把握と対策、子供の貧困対策班の設置についてでございますけれども、現在、本町の貧困化の実態につきましては、生活保護世帯、母子家庭、小中学校での就学援助世帯などについては担当各課においてそれぞれ把握しており、必要に応じて各課横断的に連携しながら対応していることから、現時点では御提案の子供の貧困対策班の設置については現在のところ考えておりませんので御理解をお願いしたいと思います。今後、先進市町村の取り組みなどを参考にしながら実態の把握と必要な対策について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、大きな3番の空き家対策についてお答えを申し上げます。

（1）の管理不全の空き家の現状についてでございますが、雑草の繁茂あるいは植栽の剪定がなされず、周辺住民に迷惑を与える状態にある空き家は現在22棟となっております。

次に、（2）の空き家情報バンク事業や空き家改修補助金事業についてでございますが、これらの事業については宮城県内の実施状況を見ますと、その多くは人口減少が顕著な農山漁村地域に属する自治体で実施されております。一般的に空き家情報バンクについては、町が主体となって空き家データの収集、管理、情報提供及び仲介を行う方法と仲介については不動産業者や宅建協会などに依頼して行う方法がありますが、利府町の場合は仙台都市圏に属する立地的な優位性があるために不動産業者により空き家物件の情報収集及び提供が頻繁に行われている状況と伺っております。また、同様の理由によりまして空き家改修補助の有無にもかかわらず、一定程度の空き家物件の売買が行われているものと推察されます。しかしながら、地域及

び空き家物件の条件によっては長期的に空き家になっている物件もあることは認識しており、今後移住希望者のニーズと本町の地域特性に即した空き家の情報提供方法及び補助制度のあり方について、他の自治体の事情を調査していきたいと考えております。

（3）の管理不全の空き家対策についてでございますが、害虫の発生や火災の危険性につながることから、住民より情報提供があった場合には現場を確認した上で所有者に対して利府町あき地雑草等の除去に関する条例、これに基づきまして適切に管理するよう指導を努めているところであります。また、最近では所有者の死亡あるいは相続などで所有者が特定できないこと、あるいは所有者が遠方へ転居して対応ができない案件もあります。今後も引き続き空き家の所有者に対して、空き家が危険な状態にならないように指導を徹底するとともに、早期解決に向けて鋭意努力してまいりますので御理解をお願いを申し上げたいと思います。

最後に、（4）の解体費用の支援等についてでございますが、国ではまちづくりの一環として中心市街地再生等に関する空き家等対策計画を策定した地域に対して助成する制度を立ち上げておりますが、空き家が点在する状態の利府町のような自治体地域には適用がされないようでございます。

また、空き家撤去後の固定資産税の軽減の検討についてであります。住宅が建っている宅地の固定資産税は、地方税法の規定に基づきまして200平方メートル以下の小規模住宅用地については税負担が軽減されております。この軽減については、国の施策により住宅用地は税負担を特に軽減する必要があるとして、法に規定して軽減されているものでございます。御質問いただきました住宅が解体された場合には、法に基づく軽減の対象には該当しなくなり、宅地として通常に課税されることとなります。固定資産税の軽減措置については、法に定められている場合のみ対象とされるものであることや、公平、公正の課税の観点から現在更地で宅地を所有している方との課税のバランスを考慮する必要があることから、ただいま安田議員御提案の軽減については難しいものと考えております。なお、今後の国や地方自治体における空き家対策の動向に注意しながら、利府町における空き家対策の検討をしたいと思っておりますので御理解をお願いを申し上げます。

私からは以上であります。

○議長（櫻井正人君） 次に、教育長。

○教育長（本明陽一君） 5番 安田議員の第2点目の学校の指導方法についてお答え申し上げます。

まず、（1）の学級崩壊の定義についてでございますが、文部科学省の学級経営研究会が平

成12年3月の最終報告において、子供たちが教室内で勝手な行動をして教師の指導に従わず授業が成立しないなど、集団教育という学校の機能が成立しない学級の状態が一定期間継続し、学級担任による通常の方法では問題解決ができない状態に立ち入っている場合を、学級がうまく機能しない状況として捉えております。本町におきましては、ここ数年間において学級がうまく機能しない状況に近い状況になった事例が1件あったものと認識しております。

次に、（2）の今後、どのように対応するのかについてでございますが、いろいろな要因が積み重なりこうした状況が起こり得ることから、学校の対応につきましては学校長の指揮監督のもとで学級の児童生徒の状況、授業等における実態の把握、校内指導体制の立て直しを含め、保護者、地域、関係機関等との連携協力を行い、学校が一丸となって良好な学習環境づくりに取り組むように指導しております。教育委員会の対応としましては、教育相談専門員や学校教育専門員が指導支援に当たることや、スクールソーシャルワーカー等の積極的活用を促すことにしております。また、問題行動が著しく性行不良であって、他の児童生徒の教育に妨げがあると認められる場合には、出席停止の措置を検討することも考えられます。

次に、（3）の学力面で不安が残る子供に対してどうするのかでございますが、学校におきましては児童生徒の学力面の実態把握に努めるとともに、必要によっては補充的学習の機会設定や少人数指導等により個や集団の実態に応じた学習指導を行うこととなります。

次に、（4）の学級崩壊がいじめや不登校につながるのではないかについてでございますが、学級がうまく機能しない状況では当然ながらいじめや不登校につながることも考えられることから、早期の発見、早期の対応により適切な対策を講じることが学校では必要となります。そのためにも本町では、ことし4月に教育委員会に生徒指導対策委員会を設置し、児童生徒の生活指導や生徒指導上の諸問題、さらにはいじめ不登校の対策について町内小中学校が情報を共有し、全校体制で児童生徒の諸問題に取り組んでいくよう指導しております。また、教員に対しましては、昨年度早稲田大学教職大学院の田中博之教授による「学級力を高める授業づくり・集団づくり」を、今年度は宮城教育大学教職大学院の佐藤 静教授による「不登校の理解と対応」の教育講演会を行うなど、教職員の研修と未然防止の意識づけを行っているところでございます。

次に、（5）の教員配置についてでございますが、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき教員の定数が定められており、小学校1、2学年、中学校1学年が35人学級、その他は40人学級として教員が配置されているところであります。町独自では、30人学級は難しいものと考えておりますので御理解をお願いいたします。

最後に、（6）のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用についてでございますが、スクールカウンセラーは不安を抱える児童生徒との面談を通しまして児童生徒の不安解消に努めていただいております、スクールソーシャルワーカーは主に保護者と面談を通して不安を払拭し、学校や関係機関と保護者の連携のパイプ役として活躍していただいております。なお、今年度はスクールソーシャルワーカーを1名増員し3名の体制をとり、より早期対応できるように努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。安田知己君。

○5番（安田知己君） では、子供の貧困について再質問してまいります。

子供の貧困対策推進に関する法律、これの第2の2条には、子供の貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取り組みを行うとしております。そして、大綱が示す重点施策は、教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援など4つの柱が挙げられております。この4つの柱ですが、町としてどういう取り組みを行っていくのか、まずお聞きします。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（櫻井やえ子君） 5番 安田議員の再質問にお答えいたします。

子供の貧困対策に関する大綱に掲げられました4つの重要施策に対する町の取り組みについての御質問だと思いますけれども、子供の貧困対策につきましては、議員より御質問いただきましたように各方面から多岐にわたる支援が必要であります。町としても総合的な取り組みが必要であると考えておまして、教育、福祉、子育てなどさまざまな関係する担当部署において、実効的な連携を図ることが重要であると考えております。今後、地域の実情を踏まえながら、これまで既に町が実施してきております各種施策を組み合わせるなど創意工夫を凝らしながら、子供の発達、成長段階に応じた取り組みを進めていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 今、答弁いただきましたが、大綱が示すこの4つの柱の1つに教育の支援というのが挙げられているんですが、子供貧困対策の推進に関する法律のこの第1条では、子供の将来に生まれ育った環境によっては左右されないよう貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備する、そして教育の機会も図るという、そういったことがこの第1条に

は書かれております。この教育の機会均等といいますと、小中学校は義務教育なので大きな意味では教育の機会均等というのは保たれているのかなとは思いますが、教育の機会均等を図らなくてはいけないのは中学校を卒業して、高校生や専門学校、大学への進学に行く子供たちだと思います。今後、貧困の実態を調査してからだと思いますが、進学を希望していても家庭の貧困のためにその進学を諦めている人、こういった人への対応ということも要求されると思うんですが、町としてはどういうふうを考えているのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） 御質問にお答えします。

教育の均等につきましては、やはり今後関係課と連携を図り、必要な施策について検討してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 県の計画ができたばかりなのでこれからということだと思うんですけど、利府町は町長のこの子育て支援というのが、政策が認められて今子育て世帯というのは多くなってきていると思います。その一方で、団地では一戸建てに住んでいるので、なかなかその貧困というのが見えづらいのではないのかなとは思うんですよ。ですので、県との連携はこれからだと思いますが、しっかりとした調査が必要だと思います。

続きまして、貧困の実態の把握についてちょっと質問します。

県の計画、これ3月に出てきたばかりだとは思いますが、実態の把握とか対象世帯の実態調査の方法、実態調査の調査項目などはまだこれは決まっていないということではないのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（櫻井やえ子君） お答えいたします。

子供の貧困の実態把握についての御質問でございますけれども、現在のところ国の大綱の内容では都道府県が実態調査をし事業計画を策定するというふうになっておりまして、市町村に計画策定の義務は課せられておりません。しかしながら、本町といたしましても子供の貧困対策を進めるに当たりまして、地域の実情を踏まえることは大変重要であるというふうに認識しておりますので、今後県と連携を図りながら、また県内市町村の動向も参考にさせていただきながら実態調査の必要性や内容について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 県との連携をして、その実情を図るのはこれからだとは思いますが、利府町の既存の統計は、既存の調査だけから子供の貧困の実態を把握するのではなくて、利府町のやっぱり特色をつかむためにも国とか県、そういった調査項目を基本に町独自の調査項目を設けるようにしていただきたいと、私はここで提言しておきます。

続きまして、貧困対策として既存の支援としましては就学援助制度というのがありますが、この全国では就学援助制度を受けられる家庭であつても受けていないという実態があると言われております。そのような家庭の周知や情報提供、これも必要だと思いますが、まずそれをひとつお聞きします。

そして、貧困の実態を把握するという事は、その貧困の定義をどこに持っていくかということだと思ふんですけれども、今生活保護世帯より少し年収が多いと言いますか100万ぐらい多い世帯というのは、保険や税金を支払ってしまうと残ったお金というのはこの生活保護世帯よりも少なくなってしまうという、そういったことも考えられているんです。そういった世帯をやっぱり対象とした支援を考えていかなければ、この子供の貧困対策というものには応えられないんじゃないかなと思ふんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） まず、御質問の就学の周知関係でございますが、町のほうとしてはまずホームページのほうに掲載しております、その制度について。

あと、小学校1年生の入学時においてそういうふうな支援の制度があるということで入学時の説明のときに行っております。また、引き続き継続して申請される方についても同様のチラシとかパンフレットを差し上げております。また、あと学校のほうからも直接、その状況に応じて必要ではないかと思われる方についてもいろいろそういうふうなことで就学制度についての説明等をしていただいております。また、あと町民の方から直接電話問い合わせとかありますし、あと実際児童手当とかにも関連ありますので、窓口班との連携を図りながらこういう制度ということで周知を行っております。

あと、2点目のほうですが、確かにちょっと貧困の100万とかその金額のやつはなかなか難しい点もございますが、町のほうの要綱によりますと、特に準要保護の方でございまして、その中で要綱の第4条第5項に特に援助が必要と認められるものの基準というふうな形の中で、経済的な理由ということでその内訳としますと、保護基準額により収入をやりまして需要額を算定して、それに出た結果で1.3以内であれば該当というふうな形で、ある程度そちらの分も対象というふうな形での措置を行うような形となっております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 今、答弁ありましたけれども、就学援助を受けるか受けないかというのはこれはその保護者が考え、そういった考えがどういった考えである、もらうかもらわないというのはその保護者の考えだと思いますけれども、やっぱり仕組みを理解していない人とか、毎日の生活に追われて申請ができない人というのもいらっしゃると思いますので、そういった方にも引き続き丁寧な説明を行ってもらいたいと思います。

そして、年金や保険など税金支払っちゃうと生活保護より所得が少なくなってしまう世帯ですが、いろいろ答弁いただきましたが、やっぱりこういった方って本当は何らかの支援が必要なのに何の支援も受けられないグレーゾーンの世帯だと思うんです。国のほうもこういった世帯をどうやってこれから支援していくかということを今計画しているんだと思うんですけれども、町としましてもそういったグレーゾーンの世帯、今後の課題ではあります国が動かなくても、国の動き少し遅いんですけれども、町としてやっぱり先行してこれ考えていかなければ本当の貧困対策にはならないと思いますので、その辺やっぱりしっかり考えて今度県と連携して調査しますけれども、調査のほうをお願いしたいと思います。

次に、母子家庭のちょっとお話ししたいと思いますけれども、母子家庭の半分の世帯、これは半分はもう貧困の世帯と言われております。そして、母子家庭の就労による収入というのは平均すると180万と言われておりまして、これは子供がいる世帯に比べて400万円ぐらい低くなっているということが言われております。そして母子家庭の5割以上が、お母さんそういう非正規で働いておりまして仕事を掛け持ちして暮らしているというお母さんも少なくないと思います。こういった生活保護制度の最低生活費と比較すると、その基準に満たない世帯が相当多く存在するんだよということは全国で言われているんですけれども、町として、これは国の考えもあると思うんですけれども、やっぱりこういった家庭がしっかり生活できるように児童手当、こういったものの強化というのが必要とされているんですが、それに対して町はどのように考えているのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（櫻井やえ子君） お答えいたします。

母子父子家庭の児童扶養手当の拡大についての御質問だと思いますけれども、今回の子供の貧困対策に関する大綱の経済支援策の具体的な施策の1つとして、ことし12月支給分より児童扶養手当、こちらについて拡大が実施されます。内容は8月に遡及しての対応になりますけれ

ども、第2子以降の手当が倍増というふうになっておりまして、第2子についてはこれまでの月額5,000円から1万円に、そして第3子以降につきましては月額3,000円から6,000円にそれぞれ拡大することとなっております、ひとり親家庭の生活安定と自立支援を目的に手当が拡大することが決定しております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 今、答弁で児童扶養手当倍増されたということだったんですけども、前進したことは認めますがやっぱり現実問題としてこれだけではやっぱり足りないなのでこの話をしております。子供がお金がないために進学を諦めることがないように児童扶養手当の抜本的な強化、こういったものが必要だと思うんですけども、ここでは多分答弁返ってこないでしょうからその抜本的に児童扶養手当を強化するよというのを提言しておきます。

続きまして、子供の貧困の1つの例としまして、保護者が払う気があっても払えない学校給食費の滞納という問題があると思います。そこでお聞きしますが、平成27年度の学校給食費の実費徴収金における収入の未済額って、これ今把握しているのであればお聞かせください。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） お答えします。

27年度の給食費関係でございますが、件数で39件、金額が93万5,104円となっております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 滞納者への徴収として夜間とか家庭訪問行っていますよね、前も課長会いましたけれども、夜どこに行くのって言ったら今から徴収なんだという話で、ああ行くんだなと思ったんですけども、そういった家庭訪問する際にやっぱりその家庭の状況とか経済状況って見れると思うんです。そして払える能力がある方は別として、本当に経済的に苦しくてその給食費というものを滞納してしまっている人には、やっぱり就学援助制度とか各種支援の制度というのがありますので、そういったものを紹介していかなければならないんじゃないかなと思います、こういった対応をとられているんでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） 今、御質問あったように私も滞納されている方の訪問なりいろいろ担当しておりまして、やはりなかなか実際お会いするケースがちょっと少ないということで、お会いした方につきましてはそういうふうな制度で一番困るのが、あなた生活苦しいんで

すかとちょっとお聞きするのは難しいので、はっきり言いますとそういうふうに支払いが滞っていた場合、いろいろの制度について間接的な表現ですけれども、こういうこともありますので一度給食センターなり教育委員会のほうにというふうな形でお話はしているんですが、やはりなかなかちょっと足が重いというか、こっちに遠ざかるという、ただしあと、そのほかにも例えばスクールソーシャルワーカーの方が別な面でそういうふうなことがあった場合、その手続関係とかいろいろ指導なんか、やはり職員が行くんじゃなく例えばそういう第三者的な方で、やっぱり行って実際手続したという事例もありますので、そういうものも今後活用しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 今、答弁いただきましたが滞納している人というのは、やっぱり役場の人が訪問すると徴収されるんだというふうに感じて身構えてしまうと思うんです。やっぱり本当に経済的に苦しい人には、優しい対応というか、優しい対応をしているんでしょうけれども、そういった思いやりを持った対応をこれからも続けてもらいたいと思います。

次に、子供の貧困対策班についてお聞きします。

県の子供貧困対策計画の第5条、研究調査で実態調査を市町村と連携して実施することとなっていますが、県との連携の計画はこれからだという答弁あったんですけれども、いろいろな支援が複数の部署にまたがっております。ですので、やっぱり横のつながりがスムーズにいかないとしっかりとした支援ができないと感じます。各部署の連携、これがうまくいっていないと本当に支援を必要としている人が支援の対象から外れてしまうというような可能性も考えられますし、これ本当に支援を必要とする人が支援から外れてしまうのでは国が抱える貧困対策としての意味がなくなってしまいます。今すぐにといいわけではないんですけれども、将来的にこういった子供の貧困対策というのを、その計画を進める上ではこの貧困対策班というものは必要になってくるのではないかなと思うんですけれども、ちょっと町の考えをお聞きします。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（櫻井やえ子君） お答えいたします。

子供の貧困の専門部署の設置が必要なのではというふうな御質問でございますけれども、先ほど町長が答弁いたしましたように現在のところ子供の貧困対策を総合的に担当する部署を設置する考えはございません。また、必要とする方に必要なサービスが確実に届けられますように、今後も町内各部署の連携を一層強化して対応してまいりたいと考えております。また、1

つの例でございますけれども、現在今子ども子育て支援計画を町全体で進めておりますけれども、これも同じように関係部署が連携を図りながらそれぞれ専門の事業を進めてきていただいております、また内部では関係する班の班長を委員といたしました内部会議なども設置しております、事業の共有化そして横断的な連携を図るなど、今子育て支援の事業については全庁横断的にうまくやっているとはいえないかというふうに思っております。このようなことから、現在のところ子供の貧困対策についても同様な各部署の連携を進めながら対応を図っていただければいいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 1つちょっと最初に確認するべきだったんですけども、子供の貧困対策という意味では子育て支援課が窓口になってこれからしっかりやるということによろしいでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（櫻井やえ子君） お答えいたします。

今、正式にどこが総括というふうには決まっておりますけれども、県のほうからの文書が全部今子育て支援課経由で各課のほうに配付をして情報を伝達しておりますので、今後関係課が集まっているいろいろ打ち合わせをしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 県との連携はこれからだと思いますが、私が今お話しした事をやっぱり生かしてもらって、町としても実態の把握と今後の子供の貧困対策考えてもらいたいと思います。

続きまして、次の2番の学級の指導方法について質問いたします。

今、学級崩壊ということをちょっとお話ししましたけれども、学級崩壊とは学校が集団生活の機能を果たせない状況が継続して学校だけの通常的手段では問題解決ができない、そういった事態が一定期間起こった状況だと思います。

では、町の学校で学級崩壊が起こった場合、今後なんですけれども教育委員会というのはどのタイミングで介入していくんでしょうか。例えば、学校からそういった連絡があった場合か、もしくは保護者から相談があった場合かとは思いますが、それについてお聞きします。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（松尾隆治君） ただいまの質問にお答えいたします。

基本的には、教育委員会はすぐに学校にああしなさい、こうしなさいということではなくて、本来的には学校の教育活動、学習指導であるとか生活指導とか基本的に学校の自主性、自立性を重んじて、細部にわたって命令をするというものではないと考えております。実際のところ、しかしながら議員さんおっしゃるような状況になってきている、なるという場合は、1つにはふだんから月例の校長会、教頭会等で児童生徒の状況等は常に情報交換しておりますので、そこらの進捗状況によってはその都度適切な指導とか助言を与えるという形になりますし、また保護者その他からそのような情報が委員会にも入ってまいりますので、そのことを踏まえて実際どうでしょうかということをお尋ね、しかるべき必要な助言等がありましたら、あるいは指導等がありましたら随時与えていくという形になるかと思っております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 教育委員会の介入のタイミング、支援のタイミングということだと思うんですけども、これは非常に難しいとは思いますが、やっぱり独自の調査というのは、そういったものに乗出すということは早いに越したことはないんじゃないかなと思っております。

次に、学級崩壊が起こった場合の具体的な対応についてお聞きしますが、例えば昨年の例を挙げますと、6年生で学級崩壊が起こる、前の年ですけれども5年生のときには先生と子供たちの信頼関係が失われる、そういった問題が少しずつ表面にあらわれていて、そういったことも一緒に子育てをしていた保護者とか子供の中でもそういった話が出てきたので、そういうのはもうあらわれてきたんだと思っております。ですから、5年生のころにはもう問題が起こっていたわけですよ。当時、生徒が6年生になったときには、教育委員会にしてもその情報というのはつかんでいたんだと思っております。学校崩壊のやっぱり可能性も考えて対応していかなければならなかったんだなと思うんですけども、やっぱりいろいろ聞くと教育委員会は陰でというか、言えないところでいろいろ支援をしたり助言をしたりして頑張っていただいたというのは何となく理解はできるんですけども、やっぱりそれが当時その学校崩壊があった子供の保護者にはやっぱり見えなかったんで、それでやっぱり不安を抱かせたんじゃないのかなと思うんです。全部学校に任せっきりだったんじゃないかと、そういうような見方をされたんだと思うんです。実際は違うんだという話だとは思いますが、やっぱり今後は学級崩壊などいじめの問題もそうですけれども、そういった問題が起こったときはやっぱり問題を学校だけに任せるとか学校だけが表面に立つのではなくて、教育委員会として保護者がやっぱり見えるところでしっかりと対応を考えていく必要があるんじゃないかなと思うんですけども、

いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（松尾隆治君） お答えいたします。

先ほども申しましたが、基本的には子供を直接見ている、接している学校が中心となって問題の解決を図っていくべきものだと考えております。それと、学校のその前年度からということに関しましては、学校長がどのように立て直すかという判断のもとに、教育委員会で学校にできることは人事面については教育委員会が県と連絡をとりながら図りますので、例えば学校長がこのような立て直しを図りたいのというふうなものを意見を聞きながら、そこら辺でできる可能な範囲での対応をしていくということがあると思います。また、実際にその学校の立て直す学校長も、単純にその5年生の担当者をそのまま持ち上げなかったということからしても手だてをとっていなかったわけではないと考えております。実際のところ他学年の経験のある教員であるとか、あるいは転勤した力のある教員を配置したということで、学校としても手だてをとっていますし、そういう面でも聞いて対応についてある程度の助言を与えて進めておりますが、結果的にうまく機能しなかった、それがうまくいなくて結果的には子供たちいろんな、あるいは保護者への不安というものにつながったかとは思いますが、その都度その状況で取り組んでいる、対応していると思います。また、実はこのような状況になる、基本的には数年で1件かなと考えておりますが、その一歩手前、二歩手前とかそういうような状況になる状態というのは、いろんな学級、学校でございまして、その都度担任あるいは教員と子供たちでその危機的なものを乗り越えて、むしろ子供たちと学級をつくっていくというのが全ての教員とか学級担任が毎年繰り返していることとございます。結果的には、大変すばらしい状況を、学級をつくっていくという。残念ながら今回はその方法、手だて等でうまくいかなかったあれかと思うのですが、そういうところに対応したいと考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 今、直接の指導は学校ということで、人事は教育委員会なんだという話がありましたけれども、直接学校は指導していたんでしょうけれども、もうどうしようもなかったからそういうときにはやっぱり教育委員会何とか助けてほしいということだと思うんですよ。もう指導が直接は学校だから学校に任せたってやっぱり保護者はこれそういう話だと、やっぱり学校任せなんじゃないかなと、もう学校には頼れないし何とかしてほしいけれども、さあどうしようといったときに利府町の教育委員会ということが多分保護者の中にはあったの

で、やっぱりそういうことも理解して今後取り組んでいかなきゃないんじゃないかなと思います。昨年やっぱり学級崩壊あったときの事例ですけれども、子供たちを集めて説明会を開いたと思うんですけれども、それもやっぱり開かれた時期が6年生の夏休み明けとかの11月ごろだったと聞いておりますけれども、やっぱりこれ1つ説明会の時期を聞いても保護者にとっては5年生のときからやっぱり何らかの問題が起こってきたのに何で夏休み明けにこういったことがあるんだろうか、11月というともう特に次冬休みですし、卒業までも時期がもう短いわけですから、なおさら遅く感じたんだと思うんです。そして、話し合いの内容もここにきてやっぱり学校全体で取り組んでいるので様子を見てほしいと、頑張るので大丈夫ですというそういう話、様子を見てほしいと、これからも頑張っていきますという話だったんで、やっぱり逆にそれが不安を大きくしたというそういった声がやっぱり大きいんです。今後ですけれども、学級崩壊は話し合いを行ったからといって簡単に解決できるとは思いませんが、やっぱり早目早目の情報収集とあと情報の開示です。それをやっぱり保護者に見せて、保護者を安心して、そして学校と保護者と教育委員会その3者の情報を共有して、それがやっぱり必要になってくると思うんです。そういう体制づくりをするのはやっぱり教育委員会のお仕事なんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（松尾隆治君） お答えいたします。

子供は全てではなくて保護者は全ての説明会ということだったと思うんですけれども、確かにただそれは説明するだけではなくて、現状を説明した上でこれから新しい手だてをとっていきますよというふうな、学校としての体制、対応等、方法等を具体にお話しをしたと伺っております。また、ある程度意見も求めまして、例えば保護者に教室に入っただくことについてどうだろうかとか、そのようなことを保護者と学校とによって話し合いをし、結論的にこういう方法をとらしましょうというふうな、そういうふうな話し合いの場を設けたというふうに伺っております。議員さんおっしゃるように、基本的には不安を抱いている保護者、学校、それに客観的に学校が、客観的に冷静な判断ができない状況に陥ることも当然考えられますので、それを別の視点から見て助言等を与えていくというのも大変効果的なことでありますので、その3者における話し合いを状況に応じて、実際にはPTAの役員さん、あるいは学年委員さんとかいろんな方と学校と、私も話し合いに昨年度臨んでおりますが、そういう機会を設定するという事は確かに効果あると伺っております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 今の答弁でも1つありましたけれども、保護者が学校に見守りを行う、教室に入って一緒に授業を見るという試みも行ったということですが、それは保護者会終わってからの話だと思うんですけども、そういった話し合いを行ったときには一部の保護者に見守りをやりましょうといったときに、子供を信用しているので学校のほうに全てお任せしますという一部の保護者がいたために、この全員で対応するわけではなくて希望者だけがその教室に入って授業を見守るといような仕組みになってしまったと思うんです。そうなったときに、やっぱり皆さんどんなことを考えたのかなと聞いたところによると、自分が見守りに行ったときに、やっぱり学級崩壊って非常事態ですから、自分の子供がやっぱり仲間外れにされるんじゃないかとか、いじめに遭うんじゃないかとか、そういったことも考えてしまってやっぱり自分では行けなかったということがありますし、保護者同士もそのときに見守りに行くなんて話をしたときに、やっぱり今自分の子供はいじめられたり何かそういう被害に直接遭っているわけではないから逆に行くと何かあると怖いから行くのをやめましょうみたいな形で、やっぱり行くのをためらったというお母さんが結構多かったです。やっぱり問題解決には学校全体として取り組んでいたわけですから、保護者も問題解決には本気なんだということ、そういった態度をやっぱり子供にも示さなきゃいけないと思うんです。ですから、あと仕事で都合が悪いそのお父さんお母さんは仕方ないと思いますが、学級崩壊などのそういうような大きい問題はやっぱり保護者全員に呼びかけるべきではないのかなと、今後なんですけどもそういう呼びかけが必要なんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（松尾隆治君） 議員おっしゃるように、その見方、この状況が本当に危機的なのか、もう少し待てるのかという見方も多様なものがあります。ですからいろんな意見が出て、最終的にこれだというふうにとまらないという状況が確かにあるかと思えます。それも含めて統一した、じゃあこれでやっていきましょうという判断はその保護者の話を広く聞き、あと子供たちの様子、あと教員がみんなで見えていますのでその意見をまとめ上げて、最終的には学校長がこうやりましょうという判断を説明し、保護者の理解を得て、いろんな考えがある中でじゃあ一緒にやっていきましょうという、この学校、保護者共通で進めていくということが最も大事なことで、その方向で進めていくということが最も大事なのではないかと考えています。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） やっぱり問題が起こったとき、ちょっと次長にお話ししたときに教えてもらいましたけれども、学級崩壊の被害者というと学校と保護者、そしてやっぱり子供自身な

んだよということをお教えにいただいたんですけども、やっぱりこの学校崩壊の問題を本気で考えなきゃならないというのもやっぱり学校でもありますし、同時に子供と保護者でもあるわけなんです。ですから、何か本当にこういった大きな問題が起こったときは、今後やっぱり保護者全員に呼びかけて、そのときにみんなで本気で当たりましょうというような取り組みに変えていってもらいたいなと思います。

続きまして、学力面でちょっと不安が残る子供に対してのフォローについてちょっとお聞きします。学級崩壊があった子供の保護者からこれ相談があったことなんですけれども、中学校になって毎日が安心して学校には行けるようになったと、すごくよくなったということは感じていますし、子供の表情を見てもそうなんだということがお話しされたんですけども、ここに来て勉強面のおくれというんでしょうか、特に数学とかそういうのを見るとちょっと習っていなかったりとかそういったのが見られるということがあったんです。やっぱり学級崩壊ですから、そういう勉強できるような、集中できるような授業ではなかったんだと思います。そういった子供たちに対しての補習授業というのはまず必要だと思います。

もう1つ、その学級崩壊が直接あったクラスではないんですけども、その下のクラスというんですか在校生、2年生、3年生ですけども、そういった子供さんもやっぱり上のほうで、6年生だから上のほうですよ、上のほうでがやがや起こっていて、給食のときはもう牛乳の紙の殻が落ちてくるとか、あとは試験用の答案用紙が飛行機になって落ちてくるとか、そういったことがあってその2、3年生の担任がやっぱりそういうのもって上のほうに上がっていくと、そうなってくるとその授業もなかなか進まなくて在校生自身も集中できる状態にはなかったんですよ。ですから、やっぱりそういった方々の勉強のフォローというのをしっかり考えていかなきゃいけないかなと思ってそれを1つお聞きします。

もう1つ、学級崩壊があったクラスその担任を、担当を2人の先生で見るというような方針をとられたと思うんですけども、非常にそれはいいことだとは思いますが、それによって予備の先生がいなくなったわけなんです、学校のほうでは、今まであいていた先生が多分入ったわけですから。そうなるとう誰か先生が出張したときに、誰が担当するのかというのは難しくなったみたいですし、授業や学校運営でちょっと支障を来したということも聞いているんですよ。ですからやっぱり人員は教育委員会ということだったので、学級崩壊などそういったときには教員などが増員できるような体制、こういったものも必要になってくるのではないかなと思うんですけども、ちょっと質問多いんですけどもお願いします。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（松尾隆治君） お答えいたします。

学力補償につきましては、これがそのような状況になって学力がおくれたという問題だけではなくて、どのような事情があったにせよおこなわれているという実態があれば、まず授業をやる前に子供たちがどのくらいの基礎学力があるかというのはその都度、新しい授業は単元のもとにどの学級、学年でも確認をして授業構成をしていきますので、まずは全体的に基本ができていないな、そこら辺が劣っているとなれば次の、例えば中学校段階においてはそこから小学校の内容であっても始めていくというのが原則で行われていると感じます。なお、そういう全体の問題ではなくて一部であるという場合は、議員さんおっしゃるように補充的な学習を放課後に考えたり、あるいは長期の休みにおいて個別で考えたり、これは該当学校ではありませんが学校によってはその学年単位でそこら辺は工夫して、家庭学習への課題のあたえ等も含めてやはり学力落ちている子供には上げていこうというのは本来の教員が持っているものですから、そのような手だてを考えていく。あるいは、また少人数指導であるとかティーム・ティーチングというものも、その習熟度別の少人数もございます。基本からやる、発展からやる、そのような指導形態というものもあると考えております。また、予備的な教員というのは基本的には小学校、中学校ほとんどないんですが、非常事態という状況からして本当であればそちらを先ほどのように少人数でやりたいところを2人体制とか教科担任制のような形で他学年も含めて協力をいただいて、またそれをずっと半年後もずっと続けましょうというのは難しいので、恐らく学校としてはある期間集中的にやって建て直しましょうという方法をとったかと思えます。それで効果があったという、先ほども何か空から舞ったという話がありましたが、その日は非常にひどかったけれども、別の日を見ると改善も見られた。子供は生きておりますので、日々よかったり、そういう状況もずっとひどいというだけじゃなくて、この日は頑張った、この日は頑張ろう、そういうところ引っ張り上げながら子供たちとともに立て直していくというのが教育だったり教員自身も思っているものですので、そういうような状況もあったかと思えます。

最後に、教員の増員についてでございますが、確かに状況においては加配措置というのがございまして、県のほうにそういう人をお願いするというのも予算等がありましたらお願いできることです。ただ、現状としましては最近その講師の数自体が非常に少なく、探そうにも人がいないんですという状況が現実にございました。そういうものがあつた時点では積極的に申請をお願いしたいと考えていますし、現実的に私どもの教育委員会の学校教育専門員、去年度までは名称は指導主事という名称でしたが、も授業のほうにお手伝い等に入っていると、

そういう人的支援というのはやれる限りでやっていく。これは本来の教育委員会の役割にもなりますので、そのような手だては議員おっしゃるようにやれる範囲でやっていくべきだと考えています。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 勉強のフォローは、やっぱりしっかりこれからもやっていってもらいたいと思います。あと、学級崩壊の際の教員の加配ですが、県の予算ということだったんですけども、県からなかなか予算って難しいものだと思うんですけども、こういうのはやっぱりちょっと町独自に予算化して頑張っていかなきゃないと思うんで、これは町長のほうにお話ししておきます。

○議長（櫻井正人君） 教育長。

○教育長（本明陽一君） 今、学校の件でご心配をおかけしたと思います。ただ、早い時点で遠藤議員さんからは、学校にもいろいろ状況について遠藤議員さんからも情報を得て、登校指導の際にもいろいろなお話を伺っておりました。学校としましては、校長というのは選ばれた人間なんです。教頭とか管理職というのは、管理職選考を受けて多数の学校を経験して、その中で校長になるわけです。ですから、さまざまな経験をして、そして1校を預かるというのは子供たち児童生徒の命を預かる、教職員の命を預かる、非常に重い仕事であります。ですから、それだけの権限があるということなんです。ですから、今回の校長にしましても、うちの町で経験した校長でありますし非常に力がある校長だというふうに認識をしております。ただ、今までお話を伺っていますと、まるで教育委員会が何もしなかったような感じで受け取られると非常に私としては問題だなというふうに受けとめております。状況については、校長からの報告を受けていますし、それに対して専門員を2人、うちのほうは専門員を指導の形で出しています。それから、保護者への対応にしましては、次長が相談窓口となったり課長が相談窓口となったりしてスクールソーシャルワーカーも動かしていました。ただ、今聞いておられますとやっぱり一部保護者の方にいろんな御不満があったんだろうというふうに思います。それが実際だったろうと思います。ですから、やはり学校としましては全体的な保護者を交えた相談会を持って、保護者とともに学級の指導に当たるべきだったんじゃないかなというふうに思います。ただ、これから今中学校に上がっている、中学校のほうの状況に関しては毎回、校長、教頭から報告を受けていますし、それからうちのほうは2名必ず回っています。教科指導とそれから生徒指導の面です。これはすばらしい人員を2人、うちのほうに置いておりますので、必ずその報告会も毎回やっています。情報も細かく上がってきています。そういった点で、いじめ、

不登校に対しても目を細かく行き届けていますし、それから学力の問題についても毎回話し合いを持ってそれに対応するように、教育推進委員会というのも新しくつくりました。決してほかの方々、教育委員会に劣らないような対応をとって、これからも子供たちの教育に邁進していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 今、教育長の答弁いただきましたけれども、校長先生は権限持っていて非常に経験もあるから、そういうことの答弁だと、教育委員会何もしていなかったんじゃないかと私そういうふう言っているわけじゃないんですよ。一生懸命やっていたということは私も認めますし、陰でいろんな努力をして何とかしてその子供たちのために頑張ったというのはわかるんですけども、一部といたしますか、やっぱり今になってもその当時学級崩壊があった保護者とか、そういった方がやっぱりまだ心配なんだとか、まだ引きずっているんだということがあって、やっぱり今後この学級崩壊というのは町でどこで起こってもやっぱりおかしくないことだと思いますし、そういったときにこれからもどういうふうにするんだということで今聞いているので、全然教育委員会が何も力がなかったという話をしてるわけではないので、それはぜひ理解していただきたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 教育長。

○教育長（本明陽一君） 誤解をされていると困るんですけども、教育委員会としましては、対応をできる限り行えるような状況を今つくっております。ただし、それが全てうまくいくというふうにも思っておりません。ただ、いじめもそれから不登校も学級の問題等もやっぱり細かい配慮が必要なんです。それはやっぱり子供たちが学校に行って楽しいという学校づくりをしてほしいというふうに校長たちにはお願いをしております。今、不登校とかそれらいじめとか、特にマイナス面が非常に言われているんです。学校も教員も疲弊するおそれもあるというふうに思います。特に、学級の崩壊というような言葉を使っていますけれども、こういった学級の担当している教員は非常に負担がかかっていたんじゃないかなというふうに思います。そういったことに対しても校長は心を砕いて、子供たちとともに教職員も頑張れるような状況をつくり上げなければならない、それが学校なんです。そして子供たちとともに学校が、先生方が一緒になってすばらしい学校をつくっていく、そして地域に開かれた学校をつくっていく、保護者や地域の方にも入っていただく、そういった学校を目指すように今話しをして進めているところです。ぜひ議員の皆様にも学校に行ってください、実態を把握していただいて、

もし何かあったときその場でいろいろな情報を私のほうによこしていただければなと思います。問題は、素早く対応しなければならないというのが一番なんです。ですから、今はこういうふうには過去のことではありますけれども、今後のことを考えて心配される安田議員があったと思いますけれども、何かあった場合はすぐ私たちのほうに御連絡いただければできるだけ速やかに対応したいというふうに思っています。よろしく願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） できるだけやっぱり素早く動いてもらうためにも、私たちも学校に行っているような問題、地域でもいろんな声があるので、そういった声を伝えていきたいと思えます。

続きまして、学校崩壊といじめの問題をちょっとお話ししますけれども、以前いじめについて一般質問したところ、学校のアンケートのとり方、全員一緒の教室で行っていてそこで書かしているという、そういうことがあったというふうに私はちょっとそれを変えたほうがいいんじゃないかなという一般質問をしました。答弁的には、簡単な無記名のアンケートなので大丈夫だという答弁だったと思います。そして、これは平成27年12月鈴木晴子議員の一般質問でも教室でのアンケートやっぱりいじめなんてないよなどある生徒が言って、やっぱり生徒が自分の気持ちを正直に書けるようなアンケートではないんだと、そういうことが理解されたと思います。これアンケートのとり方なんですけれども、やっぱり改善が必要なんじゃないかなと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（松尾隆治君） お答えいたします。

まず、そのいじめなんかないよなどという発言ある環境事態をまず大事と、重大なことと受けとめて即座な対応が必要なのかなと、恐らくそのようにしたと考えておりますが、アンケートに関しましては御意見を頂戴しまして、昨年は12月9日の校長会でその意見を踏まえて改善をしてくださいと各校長先生にお願いしてございます。今年度、まさに9月に実際家庭で持ち帰りを行いますという学校もございますし、親子でアンケートという手だてを考えてみたいという、生徒指導部のほうで今検討中ですという学校もございます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 次に、30人程度の学級編成ということをちょっとお聞きします。極端に子供の数が少ない学校というのは、30人未満の学級編成になっていると思いますけれども、二小、三小というのは人口ふえていますし、生徒の人口もふえているんじゃないかなと思います。

そしてやっぱり1人の先生が教える生徒数、これやっぱり少ないほうがゆっくと子供一人一人に向かっていけると、向き合えると思いますので、やっぱり各学校でフリーの支援助手ですか、サポートティーチャーって言うんですか、そういった方の増員とか、あと教員のOBとかそういった方を活用して、なるべく子供一人一人に向き合う時間をとっていったほうがいいんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（松尾隆治君） お答えいたします。

加配措置等ございますので、そういう申請は積極的に県のほうに行っていきたいと考えております。あと、実際に現状としまして町内小学校の通常学級ですが、78クラスある中でそのうちの52クラス、66.7%が実際は30人以下というふうな数字も出ておりますので、なお残り33%は30人を超えているという現状もありますので、先ほどもお話ししましたが加配等お願いできるものは進めていきたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） わかりました。あと、これは次長から前教えてもらったんですけども、発育障害というんですか、そういった可能性が見込まれる生徒って6.4%いるということが全国で言われていますが、40人クラス少ないんでしょうけれども、ですとやっぱり2人がいるような計算だと思うんです。やっぱりそういったときにも人員というのは力になりますので、こういったOBの教師とかそういった方の活用というのはぜひ考えていってほしいと思います。

続きまして、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーのお話お聞きしますけれども、スクールカウンセラーというのは生徒のカウンセリングが主な仕事だと思いますが、生徒以外、例えば先生、そういった方も相談に乗れるかどうか、ちょっとその辺もお聞きします。あとは、やっぱり学級崩壊とかあったときは担任の先生すごくやっぱり責任も感じましたし、つらかったと思いますし、いろんなことを考えていたんだと思います。そしてやっぱり先生というのは、プライドもありますし、いろんなところで相談できるというわけではないと思うんです。校長先生とか教務主任の先生いらっしゃると思いますけれども、やっぱりそういった方は会社で言うとやっぱり自分の上司であるわけですから、なかなかこう簡単に相談というのは難しいと思うんですけれども、そういった先生が相談できるような仕組みというのはあるのかどうかお聞きします。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（松尾隆治君） スクールカウンセラーに関しまして、もちろん子供の相談あるいは保護者の相談も積極的に活用を行われておりますが、教員ももちろん相談できますし、子供たちのことについて情報交換あるいは指導、接し方について相談を受ける場合もありますし、自分が抱えているストレスについてそれも業務にかかわりますので、そのような活用をするということも行っておりますし、私自身も勤務校においてはそういう経験ございますので、それは御心配いただいているとおりに積極的に活用なされるものとなります。スクールソーシャルワーカーについても先ほどから説明してございますが、特に関係機関いろんな役所内の課も含めて、医療機関も含めてつなげていける働きということで積極的に活用できるものと考えております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 今、ちょっと答弁ありましたけれども、学校で困難を抱える子供の支援ということでスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーというのがあると思うんですけれども、これも子供の貧困対策に関する大綱でやっぱり盛り込まれているんですよ。スクールソーシャルワーカー1人導入されて、今中学校に1人いらっしゃるんでしょうか、だから非常にほかの市町村と比べてその辺は充実しているんだと思いますけれども、やっぱりこういったスクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーは専門性がある方ですから、やっぱりこういった方を正規の職員として毎日、できれば毎日こういった学校に携われるようにしていったほうがいいんじゃないかなと思います。そのためには、やっぱり国のほうの責任でこれはやらしてもらわなきゃならないと思いますし、やっぱり利府町も独自にそういったスクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラー、こういった増員も図っていかなきゃならないと思うんですが、その辺どういうふうにご考えておられるのか。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（松尾隆治君） 今、議員おっしゃったとおり、あるいは最初の教育長答弁もありましたが3名というのはこの規模で県内でも非常に多い配置になっております。おっしゃるように今後ふえていくということは、学校現場としても望んでいることかと考えます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） ちょっと利府町では、利府高校を頂点に町は6つの小学校ですか、あと3つの中学校、支援学校入って11校で町は1つの学校ということで十符っ子ブラザーシップというような組織を今つくっていますね。これはやっぱり。

○議長（櫻井正人君） 安田議員。もう少しマイクのほうに近づいてしゃべってもらえませんか。

○5番（安田知己君） 済みません。十符っ子ブラザーシップですね、こういった組織の中でやっぱり上級生は下級生を思いやる心、そして下級生は上級生を敬う心、あと子供たち同士が思いやりが育つという、そういった取り組みをこれは利府町独自だと聞いていますし、すばらしい取り組みだと思えます。やっぱりこういった活動を利用して、学校で問題が起こらないような授業が成り立たないようなこともやっぱり教育していかなきゃならないと思いますけれども、その辺についてどう考えているかお聞きします。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（松尾隆治君） お答えします。

ブラザーシップ、それ以外にもスクールシップ、キャリアシップ、いろんなシップで子供たちのいろんなものを育てておりますが、具体にはこのブラザーシップに関しましては、熊本の募金で町内9校プラス支援学校、高等学校で52万8,405円という募金の金額が、想像以上のものが集まったということもありますし、あといじめ防止CM、コマーシャルをつくろうという県の事業があるんですが、それとは別に中学校単位で中学校区ごとに今年度、まだ今製作途中ですがそういうものをつくって、自分たちでつくり自分たちで見ながらいじめについて考えようとしているのもこのブラザーシップで行っております。心を育てるということは、学力いろんなものに通じると思いますが、先ほども教育長お話にありましたけれども、楽しい学級、楽しい学校、自分たちの自己肯定感を高めながら子供たちが毎日楽しいなという学校づくりを進めていくことが、議員さんおっしゃるように、いじめ、いろんな学級崩壊のような状況を防止する意味でも大変有効なことだと考えておりますので、なお進めてまいりたいと、町としても協力して進めていくことが肝要かと考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田議員。

○5番（安田知己君） 最後になりますけれども、学校の授業が成り立たないということを、これは町のどこの学校で起こっても不思議ではないと思います。そして今後ですけれども、教育長がちょっとお話ししたようないじめとか不登校、そういった問題ってやっぱり起こってくるんだと思うんです。ですからやっぱりここは教育委員会に頑張ってもらって、教育委員会を中心にやっぱり学校とか保護者そういったものをしっかりまとめて取り組んでいってほしいと思います。

以上で、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（櫻井正人君） 以上で、5番 安田知己君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、あすは定刻より会議を開きますので、御参集願います。

どうも御苦労さまでした。

午後3時53分 散 会

---

上記会議の経過は、事務局長鈴木則昭が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

平成28年9月6日

議 長

署名議員

署名議員